

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

<b>予算特別委員会会議録(2) (15.2定)</b>			
日 時	平成15年 6月27日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時36分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	小林委員長、高橋副委員長、山田・横田・大橋・大畠・菊地・成田・前田・武井・古沢・秋山 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、小樽病院事務局長、保健所長、消防長  ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

それでは、開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、議員各位のご支持をいただき、委員長に就任させていただきました小林です。

本日、新聞報道がありましたとおり、市職員の人件費が大幅に削減されるとのことです。たいへん厳しい状況ではありますが、市長をはじめ皆様のご努力に敬意を表したいと思います。

また、当委員会は、改選後、初の委員会であり、新たに選出されました議員の皆様も出席されておりますが、私自身も気持ちを新たにしているところであります。

理事者の皆様におかれましても、人事異動に伴い、新たな職場、新たな立場でのお仕事が始まりました。いっそうのご健闘をご期待申し上げます。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力を切にお願いいたします。

なお、副委員長には高橋委員が選出されておりますことをご報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、古沢委員をご指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順序といたします。

それでは、質疑に入ります。

共産党、菊地委員。

-----  
菊地委員

女性議会の理念について

トップバッターは、簡単な質問、2点お伺いいたします。

昨年、市制80周年の記念行事として、女性議会が開催されました。この議会で要求のあったこどもの国のトイレの改修が、今度の議会ではバリアフリーの水洗トイレとして新設されるという予算もつき、関係者の皆さんはたいへん喜んでおります。この女性議会では、60を超える要求が出されていたと記憶しているのですが、理念についてお伺いします。

一つは、女性の社会参画をより促すために、情報交換ができ、情報収集ができる機能などを備えた女性センターの設立をしてほしいとの質問に、図書館や生涯学習プラザの施設も活用しながら、既存の勤労女性センターの機能を高めて活用していきたいというふうに答弁いただいたと思いますが、その後の進ちょく状況についてお知らせ願います。

二つ目には、この女性議会、1回のセレモニーに終わらせないで、定期的な開催を望む声が多かったのですが、その件につきましても検討していきたいとお答えいただきましたが、どのように検討されているのか、その2点についてお答え願いたいと思います。

(市民)豊島主幹

ただいまご質問の昨年開催されました女性議会によってご提案がありました、女性の社会参画をより促すために情報交換ができ、情報収集ができる機能を備えた女性センター等の設立のお話につきましては、本年3月に策定さ

れました男女平等基本計画にも明記をさせていただいておりますが、男女平等参画の活動の拠点整備といたしまして、現在の青少年女性室と勤労女性センターがこの役割を果たされるように、機能整理について検討をさせていただいております。また、教育関連の既存施設の活用についても検討を進めております。

それから、二つ目のご質問でございますけれども、昨年開催の女性議会は、ご案内のとおり、市制80周年の記念事業として開催されたもので、今年度は開催の予定はいたしておりません。しかし、その後も女性議会に参画されました方々から、参画されたメンバーとのお話合いの場についてのご要望を受けておりますので、現在、その要望について前向きに検討させていただいているところでございます。以上です。

-----  
古沢委員

それでは、私の方から2点お伺いいたします。

一つは、一般会計補正予算歳入の問題です。もう一つは、議運の場で各会派の皆さんにご同意をいただいております市道角利沢線の問題について、この2点についてお伺いしたいと思います。

一般会計補正予算歳入の問題について

最初に、一般会計補正予算の歳入の問題ですが、特に財源対策として14年度の税の滞納分を補正計上しています。高度成長期ならいざ知らずですが、今日のように大変な経済不況の状況の下で税の伸び、それから収納率も向上が期待されない、こういう状況の下で、予算に税収を見込み、計上する場合、どういう立場、態度が求められるのか。そして、その税収を確保していくためには何がポイントになるのか。まず、基本的な点でお伺いいたします。

(財政) 税務長

税収の見込みと徴収の確保についてのポイントということでございます。確かに税収については、今や右肩下がりというような状況になってございます。ただ、小樽におきましては、的確な課税客体を把握する、それを行った後に課税する。それから徴収につきましては、現年度におきましては、期限内納税の促進と、滞納分につきましては、個々の納税者の状況を的確に判断いたしまして、徴収の体制を図るということになるかと思えます。

古沢委員

そこで、今回の補正では、固定資産税と都市計画税の2税だけ計上されているわけですが、それには理由がありますか。

(財政) 財政課長

今回、第2回定例会で補正予算の作成作業をしていたのですが、その中で税の担当の方から平成14年度の滞納繰越分の税が当初予算に見込んだより多額になるという報告を受けております。内訳を聞きますと、固定資産税と都市計画税が特に多額だったため、これを未収入として見込むことにして補正計上したものであります。

古沢委員

全体を見ると、まだ決算数値が固まっているわけではありませんから、見込数値で見ますと、おっしゃられたようにこの2税を除いては、15年度の滞納繰越見込額でおおよそ推計しますと圧縮傾向なのです。ところが、この2税だけが大幅に伸びたといいますか、繰越増になっているのです。おっしゃられているとおりだと思います。

前段、お伺いしたいのですが、資料を要求しております。それを見ていただければ一目瞭然なのですが、少なくとも過去5か年間、予算を計上する際に、税の場合、当初予算、その後補正予算として計上しているという例はありますか。

(財政) 財政課長

滞納繰越分の税につきましては、今回の資料でもおわかりのとおり、過去5年間については補正したことはございません。

古沢委員

つまりは、固定資産税と都市計画税、この2税に対して税込確保、言い方をかえますと、徴収強化方針、こういう性格を含んだ補正予算だというふうを考えてよろしいのですか。

(財政) 財政課長

先ほどまご説明しましたとおり、14年度の決算見込みで、この2税が多額だったものですから、それで判断したものであります。

古沢委員

今の答弁は、かなりデリケートな内容を含むのですけれども、後で聞きますが、市長は今回の代表質問で我が党の北野議員の質問に対して、この滞繰分が増えるということを取り上げて、職員が一致して徴収体制を組んで臨んでいるというふうにお答えになっているわけです。ですから、どうしても私は再度お尋ねしたいのですが、そうであれば、他の税目は圧縮傾向、多少の出入りはありますが、この2税を除けば、総額では前年比減の状況になっているのに、この2税だけ繰越しが増えている。つまりは、職員が一致して徴収体制を組んで当たるのは、この2税に対する特別の徴収方針をとるのだというふうに受け止めざるをえないのですが、改めて伺いますが、そういうことでよろしいのですか。

財政部長

市長が本会議でご答弁いたしましたけれども、確かに今の固都税の部分については多いわけですが、これは税目としてはほかにもいろいろあるわけがございますので、期限の中、定められた中でお納めいただいている方と、そういう方でやはり公平を保つという観点からも、あらゆる税目についてその収納の確保に向けて努力をしていかなければならないと、こういうような趣旨で本会議での答弁があったというふうになってございます。

古沢委員

そのとおりですよ。そのとおりであれば、この2税だけ滞繰分を計上して、合わせて5億3,000万円を歳入で計上しているわけです。ほかの税で補正を計上していないわけですから、そのご答弁はなかなか理解しづらいと思います。

それで、私、担当の方にいろいろお話ししていたやつ、前後しますけれども、もう一つの資料をご参照いただきたいと思います。滞繰繰越分の調定額、収入額、収納率という表題の資料です。これで特に今問題にしている2税の14年度の決算見込額を調定と収入、さらに収納率を見ていただければおわかりかと思うのですが、それ以前に比べて14年度当初の滞繰繰越額の調定額が大きく伸びました。それから、収入額もそれ以前に比べますと、1億3,000万円から1億5,000万円というのがそれ以前の収入実績ですが、14年度はおおよそ倍を超える2億8,000万円の収入になりました。収納率で見ますと、16パーセント台から20パーセントちょっと、21パーセントぐらいの間で推移をしている。しかし、14年度は収納率、収入ぐあいが28パーセントに引き上がりました。このように、数値が14年度の決算見込数値で高くなっている理由を説明いただきたいと思います。

(財政) 納税課長

数値が高くなっている理由ということですが、これにつきましては平成14年度におきましても、若干13年度に比べまして収入額も増えております。調定額も増えておりますが、これはねばり強い交渉の結果によって、それが収入に結びついたというふうを考えてございます。

古沢委員

たいへん大いにけっこうなのですが、そこで1年前を思い出します、ちょうどこの席。予算特別委員会で、私は市長に一つの土地の謄本を示して議論をいたしました。実は、代表質問で北野議員が次のように指摘をしています。パチンコ屋に4億円、札幌寄りのアパートで7億円、合わせて11億円です。小樽市の滞繰分を差し引いた額を政策投資銀行は丸々持っていった。市長は答弁の中で、たいへん不満だと、遺憾だと、そういう旨の答弁もされているわけですが、小樽市の滞繰分を差し引いた額を除いて丸々持っていった。1年前に示したその謄本では、政策投資

銀行に唯一優先をして固定資産税の約1億3,000万円を優先するから、これに保全的な処置を講じなさいと、このように議論して、皆さんご承知だと思います。しかし、OBC再生優先だからということで、ついには具体的にその土地を示して、法律根拠も示して議論をしたのに、そういう措置は講じないというふうにされたわけですね。この小樽市の滞納分を差し引いて政策投資銀行が丸々持っていった。なぜ、差し引いたのですかね。1年前のこの土地の問題、固定資産税の問題にかかわって、1年間の経過をご説明してください。

(財政) 税務長

固定資産税の一連の経過ということでございますけれども、その税のことについては、個人的なものでございます。

古沢委員

今年の2月の市街地の特別委員会で、これはまた、議論しました。しないと行ったけれども、あなた方はその土地に対して去年の秋、ちょっと正確でないかもしれません。去年の秋、差し押さえ処分したではないですか。今年の1月でなかったですか。税が一部入ったからということで、解除しているではないですか。一部入ったというのは、政策投資銀行に優先をする1億3,000万円ではないですか。それは、事の経過から見てははっきりしていると思うのです。つまり、14年度の決算見込数値が高いというのは、調定額で9億9,000万円、前年比で1億5,000万円増えていたわけですね。収入額では2億8,000万円、前年比で1億4,000万円収入増となったわけですね。マイカル、OBCの今言った件に関連すると、およそ推定されるのは1億3,000万円、これが繰越分を引き上げたし、それが差し押さえ処分を入れることによって収入になったから、収入額、収納率を引き上げると、そういう要素になったのではありませんか。14年度決算見込みですから、生々しい数字ですよ。5年前、10年前の話ではないのですから、どうですか。

財政部長

一般論として、もちろん債権保全のためにいろいろなケースに対してやることはやります。その問題と、お話の件がどうかという個別的なものについてはお答えはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

古沢委員

税の場合、ある特定の税だけが突出して繰越額が増えるというのは、特殊な要素、特殊要因があるからです。だいたい税目によらないで他の税目の繰越額が圧縮傾向だとすれば、それは共通するのです。しかし、この2税だけが突出して繰越額が増えるということは、なにがしかの理由、特別な理由があるからなのです。そこのところ、だから、先ほど最初に聞いたではないですか。徴収の確保についてのポイントは何かと聞いたら、滞納繰越については、個々についての確に判断すると、これが考え、姿勢として大事なのだというようにお答えになったではないですか。いかがですか。

財政部長

税務長が、確かにそう申し上げました。それは、当然一般的なスタンスとしてそういうもので向かっていくといったらおかしいですけども、我々是对応しているわけで、今回の部分については、繰越しに占める固都税の部分が大きいということがありますから、それについては同じスタンスでやはり対応するという意味で、税務長は申し上げたわけですね。

古沢委員

議論を前に進めますけれども、いただいている資料を参考にしながら、私はそういう特殊要素があったと、14年度決算の見込数値を見るわけですね。この特殊要素を補正をして、平年ベースで置きかえて、この2税について、わかりやすく固定資産税の欄だけ参照してください。固定資産税について検討した場合に、過去5か年間の平均収入額はおおよそ1億4,200万円です。そして、補正しているのですよ。私が言っている1億3,000万円が補正をして、平均収入ぐあいはおおよそ18パーセントちょっと、こういうふうに見ることができますが、考え方としては同意い

ただけますか。

(財政)納税課長

古沢委員の計算の仕方につきましては、これすべての特殊要素ということで見ていませんので、数値は書いていませんが、今まで14年度につきましては、一応の滞納整理と、それから税収の確保に努力してきた結果、こういった数字になったということでもありますので、特に数値については算出したしませんので、ご理解いただきたいと思えます。

古沢委員

では、課長の言うように、それは特殊要素として見ないのだとしたら、いいですよ、14年度そのまま数値を使っただけで見た場合、平均収入額1億6,000万円にがしではないですか。1億7,000万円いかないと思います。収入加えても20パーセントちょっとぐらいではないですか。それで、特殊要素を補正しないとした場合でも。

それで、お伺いしますけれども、市長が北野議員の質問に対して、今年度は特に多額の繰越しが見込まれてしまう。いっその徴収努力が必要だというふうにお答えしたわけですが、明らかに、この多額の繰越し、そしていっその徴収努力が必要になるというのは、この2税、特に固定資産税、これが多額の繰越し見込みだと。税全般ではないですよ。固定資産税、都市計画税だというふうに市長は具体的におっしゃらなかったけれども、市長のご答弁ではそういうことではないですか。その結果、市長が言うように多額の繰越し見込みだというふうに言われている数字が、いただいている資料の中の15年度の数字を見てください。固定資産税では13億1,900万円。それでは、そんなに繰越し見込額を大幅に引き上げてしまう、その原因はどこにあったと補そくされていますか。

(財政)税務長

確かに、滞納調定、固定資産税、都市計画税については、増えてございます。これは、バブル崩壊後、地価がどんどん下がってきた。それに伴いまして経済活動が低迷して、当然不景気が長期化してきているという中で、それに伴い企業の方は事業不振や事業が減少して、倒産につながるということ。また、個人におきましては、リストラなどによって住宅ローンが滞る。それに伴って滞納が発生するというようなことが、固定資産税、都市計画税の滞納が増えるというような要因ではないかと考えております。

古沢委員

市長に改めて聞いてもお答えしないでしょうから、ただ明らかなように、今年の1月時点で滞納繰越分で政策投資銀行に優先する分が差し押さえの解除をしていますから、明らかに収入になったのでしょうか。その後の経緯を見ますと、14年度分の固定資産税は、そのまま残っているのではないのでしょうか。それが15年度に繰り越されてくる。つまり5億円、6億円という金額がOBC効果として、この13億円になっているのではないですか。どうですか。

財政部長

個別的な事例については申し上げられませんが、結果として15年度に滞納繰越が多額に上ったということによって、収入の修正予算をいただいたということでございます。

古沢委員

増えると見込まれるのは2税でいえば、固定資産でいえば13億円、前年比で3億2,000万円ですよ。都市計画税では2億9,000万円、前年比で7,000万円です。合わせますと、3億9,000万円、約4億円です。マイカルの分が税収や滞納として大きく影響されてきているというのは、平成14年度以降ですから、平成13年度までは税収でも順調に推移していたというふうに私は見る。14年度から、つまり民事再生法の手続に入って以降、税問題で大きなマイナス効果を及ぼすようになってきた。ですから、この2税で約4億円、14年度決算見込数値から見れば、繰越額は引き上がる。市長が言う多額の繰越し見込みというのは、これを指すことであって、これの中身の個々を的確に判断するとすれば、やっぱりそこに行き着くのではないですか。どうですか。

財政部長

数字的な分析はいろいろあるかと思いますが、たいへん申しわけございませんが、やっぱりこういうご説明については、控えさせていただきたいと思います。

古沢委員

このところはっきりしないと、今度の5億3,000万円の歳入が計上されているということについて議論できないのです。おっしゃられたように、ローンの返済がどうの、あれこれというか、一般的なケースもあるでしょう。だけど、数字が物語っているように、これは特殊に、ある原因があってはね上がっている数字なのです。ですから、一般的に経済不況の中で引き起こされてきているという、そういう内容の数字とは違うのです。

それで、具体的にお伺いしたいのですが、時間がなくなりますから、これだけの歳入5億3,000万円を補正予算で計上するわけです。先ほども触れましたように、1億4,000万円、もしくは1億6,000万円前後、これがこれまでの滞繰分の中で固定資産税で皆さんが頑張って収納率、収入額を上げているのです。ですから、当初予算で固定資産税が1億7,000万円計上しています。僕はこれ自体が、この大変な経済状況の中で、この収入を確保するということが、職員一致して一丸となって特別に体制を組んで勝ち取る目標、頑張り目標、努力目標だと思っているのです。そこに来て4億4,000万円積むというのですから。そうしたら、聞きますよ。平成13年度分以前に係る調定年度の分について、今年の4月1日以降、さらには平成14年度現年調定された分について、今年の6月1日以降、まとまった滞繰分で既に徴収となったものはあるのでしょうか。それは個別ではなくて、A社の何ぼとかと言わないでいいです。

委員長

だいたい時間です。まとめてください。

(財政) 渡辺主幹

15年度の滞繰整理につきましては、これからが本格的な時期になります。税収確保のため今後いっそう努力していかなければならないというふうには考えております。なお、15年度の滞繰繰越分の5月末現在の収入済額は、約3,000万円ほどになっております。

古沢委員

少し時間が押していますから、もう一つだけ聞いておきます。

それでは、例えば約束手形をいただいているだとか、なにがしかの担保物件の提供を求めて抵当権の設定をされているだとか、あるいは差し押さえ処分をしているだとか、そういったものにいわば保全的な措置が講ぜられている、既に講じてあるというものはあるのでしょうか。

(財政) 渡辺主幹

差し押さえにつきましては、個々の滞繰者の交渉の進ちょく状況が違います。一律に差し押さえというふうにはなりませんけれども、14年度中における差し押さえの件数は394件というふうになっております。

古沢委員

違うのです。4億4,000万円を計上したのだから、既にまとめて入っているのがあるのかと。ないのだとすれば、保全的な措置を講じているものがあるのかというふうにお尋ねしたのですが、ないのです。そうすると、やっぱりこれも北野議員が質問しました地財法第3条、正確な資料に基づいて補そくをして計上しなさいというふうになっているこの予算編成の原則に立って進める。それに、なるほどと思えるような4億4,000万円、合わせて5億3,000万円を計上した算定根拠を示していただけますか。

(財政) 財政課長

平成13年度から平成14年度で滞繰繰越しされた税は、予算に比べては7,800万円ですが、それに対して収入は予算に比べていくらか増えたかという、7,800万円増えております。ということで、前年は予算に対して増えた分は、徴収努力で収入したわけでございます。その実績がありますので、我々財政担当としましては、調定額で15年度に

5億3,000万円増えた分は、努力目標という意味もありますが、予算に5億3,000万円を計上して徴収に努力してもらいたいという、そういうことです。

財政部長

補足でございますけれども、そういう意味では現実にそれを徴収するというのは、確かに厳しいものでございます。しかし、今回は予算をつくるに当たりまして、やはり財源手当をどうするかだとか、それから一方ではまた、歳出の部分で本当に歳入できるのかという、非常に難しい問題がありました。そういう中での財源手当としてやらしていただいたという、そういった意味もございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

古沢委員

この問題はまとめてしまいますけれども、なぜ心配するかといいますと、結局、特殊な要素だとか、大口の滞納分だとか、そういうものに対してどういう対策を講じるかということは、収入を算定する上で外されない問題なのです。一般的に前年実績を用いて算出するとか、そんなこととは別に、個別に分析、検討しなければいけないということがあるのです。だから、くどいようになぜ調定額が増えたのか。その後について、どういう対策を講じるのかということがはっきりされないと、この補正計上した5億3,000万円、これは議論にもならないし、当然賛成しかねるということを、私は言いたいわけです。

それともう一つ、そのことをはっきりしない限り、結局、どうですか、13億円滞納繰越分で調定が増える。そのうちの3億円、4億円の特殊要素を除いたら9億円から10億円、いわゆる一般の繰越分です。そこから、6億円から7億円徴収しようというのですから、もうすべからくどつもない徴税攻勢をかけなければいけないということになりませんか。これが心配だから、最初に聞いておきたかったのです。このことについてどうお答えになるのですか。

財政部長

特定の方々をそうするとか、そういう意味はございません。あくまでも考え方としては、どなたに対してもきちんと調べをして、相談を受けるものは受けて、対応していくというのが基本的なスタンスですから、そういう意味で今強調されたような形になるということは考えてはございません。

古沢委員

財政課長がおっしゃられた根拠を示してくださいということにお答えになりましたが、それは根拠になりませんから。歳入を計上する場合に、財政課長がおっしゃられたような形で税の収入見込みを立てて計上したなんていうことは、いまだかつてない新しい流派です。そういうことが算出根拠になるのだとしたら、とんでもない話です。今、予算特別委員会ですから、この委員会中に、なるほどと思えるような根拠を示してください。示すとしたら、そういう具体的な特殊要素にどう検討を加えるかということが避けられないと思うのですが、それはそれとして一応宿題にさせてほしいと思っております。

時間ありませんから、委員長申しわけありません。角利沢線。

委員長

相当オーバーしているのです。それでは1点だけお聞きします。

古沢委員

市道角利沢線について

角利沢線、最初に資料見てください。質問というよりずっと言ってしまう。資料を提出していただきました。サッカーラグビー場です。そして、この汽車の線と似たような線が問題の旧角利沢線です。そしてA B C Dというのがそのところの写真を撮ってきたものです。この写真を見てもおわかりいただけるように、それはきちんと維持・管理していた市道かどうかは別として、この写真からもおわかりのように、なるほど道路らしきものがある

ったと思われる。ところが、議案第13号が出されてきましたので、現地を見てきましたら、その道路がないのです。グラウンドになっておるわけです。それで、いろいろお尋ねしたいとは思ったのですが、結論のところだけ聞いてしまいます。こういうことをお尋ねしますよというふうに準備いただいた理事者の皆さんにはご容赦ください。結論のところだけお尋ねします。

まず、1点目です。新道の用地、要するにジャンプ台のところに整備された新道の用地が三菱地所から寄付されたのが平成7年。そうすれば、少なくとも昭和61年、これはマリンヒルホテルの建設が始まった時期。さらには、昭和62年、道路台帳を見ましたら、他の道路と合わせてかなりの部分が一部供用廃止、その他行われています、この時点。さらには、平成7年度の三菱から寄付を受けた時点、なぜそのときに旧角利沢線のきちんとした一部供用廃止、変更、その他の手続がとられなかったのですか。まずこれが一つ。

(土木)用地課長

まず、今、委員のご質問の61年、62年の部分でございますけれども、細かいことは抜きにいたしまして、この時点で何でできなかったのかというお話でございます。我々は市道を廃止するに当たっては、当然代替の道路をつくり、そして切り替えるということでございます。新角利沢線が、この時点ではまだ市道にされていなかった状況がございまして、その時点についての廃止は無理ではなかったかと。

それと、平成7年にその新角利沢線の用地が三菱地所から小樽市に寄付されてございます。名実ともに小樽市の土地になったわけでございますが、この時点ということでご存じかと思えますけれども、一つはこの時点では望洋のパークタウンの開発がずっと下から上がってきていたのですが、まだ、この地点には到達していなかった。また、図面を見ていただきたいのですが、こちらの方に道道と軍用線とがくっついている道路でございますけれども、そういった部分でございます。道道小樽環状線がまだその時点では整備がされていなかった。また、それに伴う市道軍用線の問題も確かにまだ整備されていなかったという状況もありまして、それと大きくいえば、上の奥の方に総合運動公園構想というのもまだございましたので、そういった部分を見極めながら、最終的に廃止をしていこうというふうになって、この時点ではまだそこまで至っていなかったというのが実態でございます。

古沢委員

わかりました。その点から1点だけ。昭和61年から例のマリンヒルホテルの建設に伴って、それまで市道としていた旧角利沢線の一部、この資料、図面でいえば、Bの先の地点ぐらいまで。マリンヒルホテルができて駐車場になったり、社員住宅か倉庫かわかりませんが、それが道路の上に建ったり、その時点でなっているのではないですか。それでも、そういう手続はできなかったということですか。

(土木)用地課長

委員ご指摘のとおり、61年の1定の後に、市道認定がされていますけれども、国有地でございます。それが大蔵省から厚生省に所管がえになったということで、ここは今現在、駐車場と管理用の駐車場になっております。これは、当然国から小樽市の方にも、資料は探したのですがございませぬけれども、協議はなされたものと理解してございます。そういった中で、先ほども写真を見ていただいたとおり、道路形態がない状況の市道だったものですか。それが所管がえされても、基本的には利用状況の中では問題、支障はないだろうという市の方で結論を出したのかと思っておりますし、今新しくできた管理道路のところにも里道という形で道路がずっとついていた部分もあったものですから、そういった部分で最終的にそこもきちんとした道路になっていくということも踏まえながら、多くの利用について不便を来さないということも踏まえながら、この部分の小樽市としての承諾をしたものではないかなというふうに考えます。

古沢委員

それはちょっと理由にならないですね。道路がなくなってしまうのだから、道路がああだこうだと説明さ

れたって、もうグラウンドだったり、駐車場になっているのに、もともと道路の形態をなしていなかったのだと、今、説明されたって、今、グラウンドですよ、今、駐車場なのですから。道路法第10条は何と書いていますか。

(土木)用地課長

道路法第10条では、「当該路線の全部又は一部を廃止し、これにかわるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続きに代え、路線を変更することができる」ということでございます。

古沢委員

議会の議決を経なければならぬと言っているのですよ。だけれども、議会の議決を経るとは、例えていえばお話をしているけれども、大阪城の外堀、内堀埋められて、豊臣側の軍議が開かれた。こうやって集められたのです。堀を埋めることについて審議をいただきたいと。見たら、もう埋まっているのですよ。どこの堀を埋めるのだということでないかと、笑えない話ですから。ですから、こんなことがなぜ起きたかというのが最大の疑問だったのです。

もう一つは、サッカー・ラグビー場建設に伴って土地が3回に分けて取得されています。最初に、三菱地所から土地を購入した。その議決をしたのが平成13年度の2定でしたか。その後、国から2回に分けて土地が取得されているのですが、こうした場合に、議会の議決に付すべき土地の取得に、他の、あとの2筆を取得するその土地の取得行為というのは、つまり地方自治法の第96条と市の条例に基づいて、そういう対象となる土地ではなかったのか、これはどうですか。

(財政)契約管財課長

今回、サッカー・ラグビー場の関係で土地を3回に分けて購入しましたが、最初の三菱から買ったときに議決をいただいたということで、同じ年度内にもう一回購入して、さらに翌年度に購入したという経過になっておりますが、サッカー・ラグビー場の用地取得につきましては、平成14年度から着手しようということで、いろいろ起債の借入れとかの関係で、北海道だとか、いろんな関係者との協議を行っております。それで、三菱から取得をする時点では、事業予定地の中には、三菱のほかに2か所も脱落しているところがあることはわかっておりましたが、その一つが今言っていた市道角利沢線の位置づけの道路用地3,000平方メートルほどでありまして、ここにつきましては土木部において北海道と協議をしておりまして、道路用地として無償で、

(「国でしょう。」と呼ぶものあり)

はい。道路の方については、最初、建設省とも協議しておりまして、道路用地として無償で譲渡できないかということで、折衝してございました。さらにもう一つ、脱落地700平方メートルほどありましたが、そこにつきましては、どなたの所有でもないということから、財務局の所管の土地となりまして、これにつきましても、やはり財務局に無償譲渡できないかということで折衝してございました。これらの脱落地につきましては、無償譲渡での取得をしていたということ。また、その処理が13年度内に終了するかどうかわからないという状況で、当然取得予算というものも見ておりませんでした。そのため、議案を提出する13年の2定の段階におきましては、脱落地を含めた三つが一つとして1件の議案としての提出ということができない状況にありました。その後、いろいろ700平方メートルの土地は、財務局からの取得が順調に進んだことによりまして、最終的にはそれは有償で買うことになったのですが、何とか現計をさらにやりくりして、予算のめどもつきましたことから、14年3月に国から購入できることになりました。

結果的には、14年3月に国から購入した土地というのは、三菱地所から購入した年度と同一年度に、購入することになりましたけれども、このような経過により、2件を同時に購入するという議案の提出はできなかったものでありまして、国から購入した700平方メートルの土地は、それぞれ別の件というふうになるために、議会の議決の対象にはなりません。翌年度に、さらに市道角利沢線位置づけの道路用地3,000平方メートルほどを購入しておりますが、これもやはり建設省なり、道と無償譲渡で協議をしてございましたけれども、これはやっぱり道路と

しての形態がないという理由で、財務省が最終的な所管になりまして、有償で取得しなければなりませんでした。この予算は見ておりませんでした。何とか現計予算でやりくりしまして、予算のめどもつきましたことから、15年3月に国から購入することになりました。これにつきましては、同一目的ということではありますが、結果として年度を越えて買うことになりましたので、このような場合につきましては、予算の性格から、年度ごとに1件として取り扱うということになりますので、これについても議会の議決はないと考えております。このような理由がありましたので、それぞれ別々の1件というふうを考えて購入したものでありますので、決して議会の議決を免れるだとか、そういうようなことはありませんので、ご理解をお願いします。

委員長

古沢委員、時間がたいへんオーバーしてしまっていて、新しい議会構成の中で、新人の皆さん、れいめいさんなど会派も多いことから、ここでできれば締めていただきたいと思います。

古沢委員

はい、わかりました。

課長の言うのは、合理的な理由があったから、本来は原則的には議会の議決に付さなければいけない。数筆あるものでも、目的が一つであれば、それが基準を上回っている場合、一つと見なして扱える。しかし、合理的な理由がある場合はそうでないのだよということを今説明したのだと思うのですが、それは裏返していえば、国から土地をただでもらえるかももらえないか、そのこともはっきりしないまま、三菱の土地だけを議決に付したなんていう、いわば何というか、ずさんなというか、無計画なというか、手順の悪さというか、そういうことを露呈したにすぎないのです。しかし一方では、議会の議決も経ないで道路はつぶしていったわけです。道路を買った時点で、それでは議会の議決を経て、この旧角利沢線を廃止をするということだって、14年度の議会でやれたはずでしょう。そういうことだって、なおかつやっていない。そして、そういう途中経過を全部抜いて、出てきたのは今度の議案第13号です。旧道旧角利沢線を新道新角利沢線に変更しますという。調べてみたら旧道がないのです。ない道路をどうやって変更するのか。そもそも議案として成立するのかという疑問に行き当たったわけです。道路管理者として市長はどのようにお考えですか、これを最後にします。

助役

今、お話ありましたように、確かに道路の処理といいますが、新しい道路への処理については、時間的な面では多少問題があったといいますが、もう少し早く処理すべきかなと思います。ただ、購入に関しましては、契約管財課長がお話ししましたように、国との交渉がありましたので、そのときに合せといえは合せたかもわかりませんが、無償が一番いいわけですから、そういう交渉経過の中では、それを3本を1本にして出すということではできなかったという形です。道路処理は、若干14年度の部分というのはあったのかもわかりませんが、今回一連の中で処理させていただいたということで、ご理解をお願いいたします。

古沢委員

原則的な対応をぜひとってください。1筆ごとに1年、1年、1年と契約していったら、広大な土地を議会の議決も経ることなく取得をしてしまうなんていうことに決してつながらないように。それから、道路の改廃、変更については、厳密にやっていただきたい。そうでなければ、こんなことがいつまでも続いていいわけがないと思うのです。そのことだけを申し述べて質問を終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結いたします。

蒸し暑いですので、上着を脱いで構いません。

それでは、自民党に質疑を移します。山田委員。

山田委員

中央通の整備について

自民党の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

現在、小樽駅前のみち並みが臨港線にかけて整備され、今年の秋にも終了されると伺っております。そこで、数点にわたってお尋ねいたします。

まず最初に、道路の幅が従来の18メートルから36メートルへ倍の広さをなぜ必要としたのか。また、道路の両側に展開されております商店街の利便性が、この道路の拡幅により阻害されはしないかと危ぐし、疑問を持つものです。この事業計画の当初の全体像についてお聞かせください。

(建都)市街地活性化対策室長

駅前通、中央通の関係になりますが、当初、ここにつきましては、都市計画街路という認定がされておりました。これについては、いろんな交通量又は産業活動、将来人口、そういったものをトータルで考え、将来交通量を予測し、そして18メートルから36メートルに幅員が変更がされた。そして、この道路をどう整備するかということになりまして、一つには区画整理事業という形の中で、沿道区画整理型街路事業という形で皆さんに土地の提供、一つは先買いという形で小樽市が土地を求めて、そして皆さんからは減歩という形で土地を提供していただいて道路を確保し、そして整備が進められてきて、本年度、この秋の予定だったのですが、3月には完成するという予定で今現在進んでおります。

それで、この道路につきましては、18メートルから36メートルということで、かなり広い幅員になっているということと、双方の商店街との絡みということがございますけれども、これについては当初の目的ということもございまして、商業の活性化ということもあるわけですが、やはり道路の必要性ということが出てきたところでありますので、今後これにつきましては、どういう状況になるのかということは当然見ていきたいというふうに思っています。

山田委員

よくわかりました。こういう活性化もしくは高度利用という立場から利用されて、今後とも秋の完成を楽しみにしております。

続きまして、小樽駅をおり立ち、港の見える空間、それを想像するとき、私は目の前にある歩道橋が気になることです。この歩道橋は、商店街の方では撤去は反対しているというふうに聞いております。将来の在り方として、この歩道橋は解体・撤去となる運命なのかどうなのか、そこをお聞きしたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室長

道路整備がされまして、今度は3ビル間の歩道橋ということで、景観上という問題もありまして、いろいろな方、いろいろな方面から意見をただいま聞いているところなのですが、これにつきましては、昭和45年から昭和50年ごろにかけて、駅前再開発プロジェクトが行われた。その中で、その各ビルの回遊性を高めるということがありまして、連絡道という意味合いも含めて、1ビルから3ビルまでの歩道橋が設置をされた。これは当然、交差点の交通安全ということも含めて設置をされたわけですが、今回この整備に当たって、景観上いろいろ小樽駅から海が見えないとか、遮へいになっているというような話もございまして、皆さんの意見を聞いて思うのですけれども、まず一つには設置した当初、まず連絡橋ということがあったことと、それから当時、再開発のときに床の価格にユーザーの分が、これについては、当初、本来商店街というか、商業ビルというものが一体となると、2階、3階というのは経済効果が安くなっていく。マンションでいえば逆に高くなっていくのですけれども、当時一般的に考えますと、1階と2階を比べると、だいたい2割から3割価格が安くなるということだったのですけれども、当時もこの床の価格でいきますと、約1割弱という価格で販売されているということもありまして、商店街の皆さんとしては、やっぱり当時のそういった価格の問題もある。それから、今の3ビルの状況、国際ホテルの

状況、こういったこともあって、なかなか市としても、道路整備がされるからすぐ撤去をしてほしいという状況ではないということもありますので、これは、今、土木現業所が所管するわけですが、土木現業所との話の中で、市としては、当面現状維持という方向でご検討の説明をさせていただいて了解をいただくということになっています。

山田委員

よくわかりました。そういうことであれば、今後とも検討の余地があるということで、伺っておきます。

私は、この事業が小樽市の表玄関である小樽駅前の再開発事業として、また、ほかの都市には見られないレトロな建物が整然と並ぶ駅前道路として再開発が進められてきたことに、大いに期待が込められていると思います。改めて、このことについて市長の見解を伺います。

市長

中央通ですけれども、今、歩道橋の話もありましたけれども、やはり小樽駅前の顔といいますか、一つのメイン道路だと思いますので、これはやっぱり整備されていくというのは、これからの小樽にとっても非常にいいことになるのかなというふうに思っています。商店街の問題等もございましたけれども、もともとあそこはどちらかというと横通りといいますか、商店街形成としては横通りが主でございましたから、そういう大きな問題はないと思いますけれども、ただ横断歩道橋については賛否両論あって、どうしてもってほしいという意見の方が多いようですし、ただ、先ほど説明があったように、今、商店街の方々の深刻な状況の中で、取るのならいつでも取れるだろうと、そういう観点もありまして、いましばらく商店街の状況を見ながら、これからは取り組んでいきたいと思っています。いずれにしても小樽の顔としても道路が整備されたということは、非常によかったなと。さらに、いろんな各方面からも小樽駅通に立って港が見える。そして、また、あそこに大型の客船でも入ったらすばらしい景観ではないかというようなことが言われていまして、すばらしい道路ができ上がるのではないかなと期待しているところです。

山田委員

市長の答弁、本当にありがとうございます。

駅前周辺の市営駐車場について

視点を変えて、駅前再開発の資料にかんがみて、駐車場という面についてお話を聞きたいと思えます。

再開発の段階で駐車場の建設も視野に入れた計画と伺っております。その実態は、どういうものであったのか、また、現在の利用状況について何点かお聞きしたいと思えます。

駅前、駅横、さらに稲穂と市営の駐車場3か所、このエリアに設置されております駐車場、それと実際問題、再開発の段階で長崎屋の上にあった駐車場がどういう形で移転されたか、その経緯もあわせてお聞きしたいと思えます。

(土木)管理課長

今、ご質問にありました駅前周辺の駐車場につきましては、市営駐車場として稲穂、駅前広場、駅横の三つの駐車場を市の方で持っております。現況の使い道の中で、議会でたびたびご質問いただいておりますが、駅周辺の該当の部分がかなり少なくなっているという傾向もありまして、需要の状況につきましては、今年の流れは減っているというのが現状でございます。以上です。

(建都)市街地活性化対策室長

再開発に伴って、長崎屋の4階部分に市営の駐車場として一部確保していたわけですが、この駐車場がエレベーターで4階に上がるということなものですから、かなり渋滞する。国道部分の交通渋滞を起こしていると、こういったことがありまして、それでたまたま清算事業団の土地を確保できるということなものですから、そこに都市計画変更として手続をさせていただいたという経緯がございます。

山田委員

どうしてこういう駐車場の問題を質問するかというと、駅前広場の駐車場、これが30分無料のためですか、すごく利用者が多く、本当に一般市民の利用回数が高いところなのです。しかし、駅横の駐車場の利用状況が余りにも閑古鳥が鳴いて利用されていない、こういうことを危ぐして聞いているわけなのです。それで、どうしてこういうような形で利用されていないのか、このことについて質問したいのですが、一つの要因としては、やはり入り口、そういう案内板が小さくて入りづらいのではないかと。前、お聞きした段階では、駅前から直接駅横に入れるような構想もあったと聞いております。そのことについて、今後どう取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

(土木)管理課長

ご指摘の駅横の駐車場につきましては、先ほど経過についてはご説明あったと思います。平成8年の9月からあの場所で開設しておりますが、当初から駅前の開発の中でいろんな計画がありまして、あのところを2階建てにする、あるいは駅前の広場から進入路をつくるとかいろいろ計画がございましたが、財政状況あるいは地盤の状況等も含めて、現況の中で暫定的に駐車場として開設する、そういう形になったものと聞いております。台数的にも70ちょっとということで、基本的には従前からあそこの駐車場の部分につきましては、JRの土地であったところですけれども、三角市場がございましたので、そちらの方の契約の中で具体的に使われた部分もともとありまして、その部分の方々に対して便宜を図っていくことで、そのまま三角市場の部分もある程度固定したなかで残りの部分を一般の方に使ってもらおうと、そういう流れになってございます。

ただ、三角市場の現況の中で、いろいろ商店街のそういう状況の中で、対象者が相当少なくなってきたということで、店の方もどんどん減ってきている中で、一般来場者についても、なかなか委員ご指摘のとおり、わかりづらい、なかなか入りづらいのだと、こういうご指摘の中で、利用が減っているのかなというふうに考えております。

山田委員

それであるならば、こういうような利用を促進するような新しい案内板の設置を今後検討するのかどうかをお聞きしたいと思います。

(土木)管理課長

現在、この駐車場につきましては、小樽駅前ビル株式会社というところに委託しておりますが、従前から利用増を図りたいということで、委託先の方からも利用度を図れるようないろいろな案を含めて、市の方にもご提示いただいた中で、市としてもどのような方法が可能かということで協議しているところでございます。

インターネット等を含めた宣伝あるいは駐車場マップを配るというような具体的なご提言もございしますが、案内標識につきましても、どのようなものが可能なのか、土木部の方の所管と協議して、検討しながら前向きに考えていきたいというふうに考えています。

山田委員

よくわかりました。それでは、前向きな取組でよろしくお願いたします。

駐車場に関してもう一点、このエリアで三角市場の皆さんが月決めの駐車をしていると思います。契約金額においては、市の条例では1か月1万8,000円と定められております。しかし、ほかの民間駐車場の月決めの平均金額は、約1万2,000円ぐらいと伺っております。市がこの料金の設定を1万8,000円とした根拠をお知らせください。また、ちなみに稲穂駐車場は1万5,000円と伺っております。こういうような利便性がいいということで伺っておりますが、なぜこの1万8,000円か、その根拠をお願いたします。

(土木)管理課長

委員、ご指摘のように、駅横の駐車場の月額の設定が非常に高いというご意見は、実はほかの方も含めて、当然利用者のご負担が、非常に高いのではないかとご指摘は受けております。当時の金額の設定としては、そのと

きの用地の購入費あるいは民間の近隣のほかの駐車場の兼ね合いという中で1万8,000円程度という値段になったのだと考えております。

ただ、当時の近隣の値段も含めて、今、改めてどうかといいますと、当時1万8,000円以上取っていたときもあったのですが、いろいろ民間の駐車場がたくさんできた中で値下げしていくということも考えております。その中では警備員の報酬ですけれども、金額が突出して高いのかなということもあると思います。ただ、うちの方としても、料金を下げた中で利用度がどの程度図れるのかと。あいにくこういう市の財政状況の中で、どの程度が近隣の駐車場の兼ね合いで設定されているのかという問題もありますので、今、検討している最中でございます。

山田委員

今のご指摘のとおり、民間の駐車場では、駐車料金も値下げになっているところが数多くございます。ああいうような広場をあいた状態でおいとくよりも、一般の民間の駐車場の料金設定にし直して、多くの市民に利用していただくような料金体系の検討を今後お願いするというので、私の質問は終了いたします。

(土木)管理課長

いつまでということとはちょっと明確にご答弁できませんが、駐車料金の見直しについては、考えていきたいというふうに考えております。

-----  
成田委員

市民センター周辺の駐車場について

今、駐車場の問題でいろいろと討議されてますけれども、私は駐車場の件で市民部の市民センターの駐車場の管理は市民部でやっているのですか。ちょうど今、借地として借りている部分だと思えますけれども、そのところをお伺いしたいのですけれども、それは施錠して、そして整理券かなんかを発行しているのでしょうか。

総務部長

今の場所は、市民センターの横の中央通のところですね。あれは現在、公社の土地で、そこから市民センターがあそこで借りています。

成田委員

あそこを利用している人たちが、施錠していないものですから、朝置いて、そして札幌に通勤して夜帰るまで無償で黙って置いておくのです。それで、マリンホールを使う利用者が、車を置くところがないのです。たいへん困っているものですから、何かいい方法は考えられないのか。当然、マリンホールを使うときにはそこへ入りますから、整理券かなんかを出すような方法を考えた方がいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

市民部長

この場所については、実際、市民センターを利用される方も利用しておりますし、私どもの全体の管理運営の中で、今、お話のあった実際使うときに、他のセンター利用外の方が駐車をして、実際の利用に支障を来すと、こういうことだと思いますので、そのようなことは日常の管理の中で、その辺のところは管理の責任でそのようなところも管理をしていくということで進めていきたいと思っております。

成田委員

館の利用者が実際に車を止めるときにスペースがないのです。それで、非常に不便を感じていますので、無断で使用する人もあるものですから、あの館を利用する人たちだけに整理券を発行するような格好にした方がいいと思いますので、ぜひそれを進めてやってほしいと思います。

それから、今、市民部長が気にしていることだと思うのですけれども、裏通りに面している市の通りだと思うのですけれども、道路幅は何メートルありますか。土木にお伺いしたいと思います。

(土木)管理課長

市民センターの裏のところの市道につきましては、現況の幅と認定幅が違いますが、認定幅というと10メートルちょっとということになります。

成田委員

その認定幅10メートルの中に、駐車場として借りている、それから車庫として借りていると、それから事業所として、今現在使っているところがあります。事業所には福祉部でも確認していると思いますけれども、介護保険のサービスセンターというか、ケアサービスのそういう事業所も設営している。そういう中で、今その10メートルの道幅の中で、実際に車が駐車しております。その駐車場として使っている駐車場の管理関係は、どのようになっていますか。

(土木)管理課長

民間の駐車場ということで使われておるところは、現在、屋根つきの駐車場と一般の平地の駐車場という形で使われておまして、その敷地については、もともと道路区域の中に入っている駐車場で、過去の経緯がいろいろございまして、その方と交渉しながら経緯等も確認して、市の了承の中であれば公認ですということなので、これ使っております。

成田委員

先ほどから古沢委員が道路のことで話していますが、この道路というのは、いつできた道路ですか。道路ができるのが先だったのか、そういう駐車場ができるのが先だったのか、その辺どうなのですか。

(土木)管理課長

認定の日にちについては、明確なところは持っていないのですが、この線自体の名前から言いますと、大正時代だというふうに認識しております。

成田委員

今現在、駐車場で使っている車のことなのですが、以前にも話したことがあります。そこは、道路を車が行き来するので、かなり民間の人が除雪しているのです。車を止めている人たちは、ほうり投げたままの状態で行くものですから、そこ通るのにたいへん迷惑しているということで、僕の方へ何とかしてほしいということで、調べた結果、小樽市の道路だと、そういうことだったものですから、早急に対応して、その道路を使用している人たちに何とか処置をしてもらおうか、それとも道路使用料として、この大変な財政難の時代ですから、これを小樽市の収入の源に上げてもらえるような、何かいい方法を考えてもらえればと思いますけれども。

(土木)管理課長

その使用料うんぬんの話につきましては、前から成田委員の方から厳しいご指摘を受けております。私どもも、いろいろこの事実経過を含めて相手方とお話した中で、なかなか過去の経過もいろいろございまして、すぐ解決できるというところまで行っておりません。現況の中で道路幅が狭まっている中で、さらに車が止まっていて大変だということですが、これにつきましても、ここの道路につきましては、24時間の駐車禁止区域という形にはなっておりませんので、住民の方々あるいは地域の方々が一致した中でご要望があれば、公安委員会としても駐車禁止の措置ができるということは聞いております。

当然、市の方としてもその窓口にはなるうかと思えます。現実にはそうしたら冬場も含めてどのようにしなければならぬかという問題につきましては、ここの場所だけの話ということで作業を進めていくというのなかなか私ども仕事していく中では難しい問題もございまして、いろんな同じような状況のところも相当あり、ここの部分についてもご指摘を受けた中で、相手方とも前向きにいろいろ話する中で解決していくには、どのような方法があるかを見つけていきたいと、こういうふうに考えます。

成田委員

ぜひ、住民の方、本当に不便に感じていますし、ましてやその駐車場が市民センターの人たちが使えれば、なお

いいのではないかと、利便性も高くなるのではないかと、そういうふうに感じますし、また、そのように今使っている人たちから料金を取れば、市のプラスにもなります。ぜひ、その辺を進めていただければと思います。私の質問を終わります。

-----  
前田委員

小樽市の公式ホームページについて

私は1点ですけれども、インターネットのホームページ、余り得意の分野ではございませんけれども、隣に先生がいますので、聞きながら今やろうと思っています。小樽市では公式ホームページ、これを開設されておられると思います。その目的と構成だとか内容、これについてお聞かせいただきたいと思います。

(企画)川堰主幹

ホームページの目的でございますけれども、市民の皆さんにできるだけ多くの地域生活に密着した情報ですとか、数々の知りたい情報等を簡単にインターネットを通じて提供したいということで開設しております。

内容でございますけれども、現在の掲載項目では、「まるごと小樽」という項目と、「かんこう小樽」、「くらし小樽」、「みなと小樽」、それから「おしらせ小樽」という形で掲載してございます。

前田委員

それで、この効果、影響というのですか、これをお聞かせください。

(企画)川堰主幹

資料等、細かな数値を持ってきてございませんけれども、アクセスする方が倍々ゲームでこの二、三年増えているという状況になってございます。

企画部次長

今、行政に求められている義務としましては、開かれた行政ということで、小樽市が今いるんな部分でどのような形で行政を進めているのかと、その一端を市民にお知らせすると、そういうことでこのホームページというのが大きな役割を担っているのではないかと、このように考えております。

前田委員

それで、倍々ゲームというような答弁もありましたけれども、このアクセスというのですか、このアクセス先というのはどこから来ているのですか、そういうことは確認できるのですか。

(企画)川堰主幹

それについては、把握することはできません。

前田委員

それで、市が開設しているこの公式ホームページ、これらに市民から、又は市外からでもけっこうなのですけれども、何か問い合わせとかお尋ねとか、あるいはまた、その構成・内容含めて、何か苦情だとか、こういうものは寄せられていないか、何か情報でもあればお聞かせください。

(企画)川堰主幹

今年の3月に策定しました地域情報化計画の際の懇話会からの提言がございまして、その公式ホームページの質・量とも充実をしなければならないというご意見ですとか、また、アクセスされた方々からも同じようなご意見ですとか、また、会議室的な電子掲示板ですとか、電子会議室等のそういった開設を求めるといったご意見等もございまして。

前田委員

そういうご意見があったということで、それでホームページ作成に当たり、ルールというのか、決まりというのか、規則あるいはそれらのことについて、逆に責任というのがあるのですか、ないのですか、お聞かせください。

(企画)川堰主幹

ルール等というのは、ホームページはつくる際の技術的な形というのは、私も余りよくわからないのですが、そういった能力というのでしょうか、そういった部分での技術的な能力というのは一応守るといふふうに理解してございます。

もちろん、セキュリティというのでしょうか、情報の保持ですとか、そういった部分での責任というのは当然出てくるものと思っております。

前田委員

私が求めていた答弁とちょっと違うのですが、ルールというか、そのセキュリティ関係はわかりました。その文言だとか表現だとか、そういったことについての責任はないのかなというふうに、そういうところをお聞きしたかったのですが。

企画部次長

このホームページを開設するために、やはり一番、表現であるとか、今、市民に求められている情報というものが何なのかというニーズといいますか、そういうものを的確にとらえながら、それに対応した掲載をしていくと、そういうようなことに常日ごろは心がけてやっておりますし、各課でもそれぞれホームページを開設しておりますけれども、その際におきまして、一定程度やっぱり企画部との連携を図りながら掲載の表示等についても、統一性というのでしょうか、そういうものを図りながら開設していく、なされていく、そういうところでございます。

前田委員

今のところこの構想は、後から聞きたいと思います。

市職員のホームページについて

ところで、職員管理になるのかな、市の職員は何名いるのですか。また、この職員の中にホームページを開設されている職員はいるのかいないのか。

(総務)職員課長

市の職員の数ですけれども、4月1日で2,120人でございます。ホームページの開設の数につきましては、申しわけありませんが、承知しておりません。

前田委員

確認されていないということによろしいですか。

総務部長

個人でホームページを開いているという話は何人がいらっしゃるということは聞いておりますけれども、具体的にどなたがどういうふうに行っているのかということは把握しておりません。

前田委員

それで、把握していないということですから、それなら仮にということにしておきましょう。仮に公務員がホームページを開設するに当たり、注意、気をつけなければならないこと、また、公務員ですから公務員としてのモラル、守秘義務だとかいろいろあると思うのです。これらについて、先ほどにちょっと舞い戻ったような質問ですが、具体的に聞くと、こういうふうになるのですけれども、ちょっとその辺について。

総務部長

先ほどの公式ホームページのは、当然開いたところには公表すべき内容になりますけれども、個人のホームページについては、個人みずからの責任ということであるのだろうと思います。委員がおっしゃっているように公務員という立場でいったらどうかということであれば、当然公務員の身分というのは、勤務だけではありませんから、勤務外の中でも公務員ということを自分で意識しなければならないということでもありますので、当然そういうホームページの文言、言動、そういうものには一定の配慮が必要であろうと、そういうふうに思います。

前田委員

参考までにお伺いしますけれども、イロハのイの話になってしまうのでしょうかけれども、上司と部下との関係がふさわしいか、あるいは市職員と議会、ここですね。又はこの議員との関係がふさわしいか、これらについてもお聞かせください。

総務部長

上司、部下、それから市と議会、そういう関係においても、一番はやっぱり人間同士の付き合いということだろうと思うのです。ですから、人間同士がいかにコミュニケーションをとって、仕事であれば業務的に仕事をしているかということだと思います。ですから、当然部下は当たり前のお話なのでしょうけれども、部下は上司を敬って上司は部下をそれなりの指導をしていくと。議員と職員の関係では、やっぱりきちんとコミュニケーションをとって、日ごろ意思の疎通を図ると、そういう関係が一番大事だなと、そういうふうには私は思っております。

前田委員

デリケートな部分なのですけれども、それで、質問が前後してくるかもしれません。ホームページの中の書き込み、これの文言だとか、表現、この辺がどの程度まで許されるのか。民間と公務員とちょっとまた違うのでしょうか。言葉でいうと、不適切な言葉というのはいろいろありますけれども、こういう言葉を使ったらだめだよとか、ここまではいいよとか、どうなのですか。

総務部長

どこまでいいのかと具体的に示せというのはなかなか難しいだろうと思うのです。今、言ったように不適切な言葉というのがあるのだらうと思うのですけれども、例えば公務員という立場で考えますと、やっぱり業務上のことをそういうところに載せるといっても、やっぱりある程度、公務員というのも守秘義務的なものがありますので、そういうものはやっぱり載せるべきではないのかなとは思っていますし、あとは表現といいますか、表現はやっぱりいくら個人のものであっても中傷とかそういうものの記載はするべきではないというふうには、私は思っています。

前田委員

仮のことは余り聞きたくないのですけれども、早くこれ終わらせてしまいたいので聞きますけれども、仮にこの職員の中にホームページを開設していると。中身を見ると、やはり信頼関係を損なうような、要は不適切なページの文言表現、こういったものが見られた場合、確認された場合、どのような対応をするのか。

総務部長

なかなか個人のホームページというのは、開いてみるということは、開く人はいるのでしょうかけれども、なかなか見るということはないので、それがどういう表現している、どういう情報ということは、知るチャンスは少ないですけれども、仮にそういうことがわかれば、当然その内容によっては、その本人のどういう状況でそういう文言、表現といいますか、書き込みをしているのかということ、いろいろとお話を聞きながら、やっぱりさっき委員がおっしゃっているような不適切な状況があれば、それはそれなりの対応といいますか、注意といいますか、そういうことをしなければならぬというふうには思っています。

前田委員

それで、固有名詞は出しませんが、資料差し上げていますね。ご一読されたと思います。これ確認されましたか。私は確認したと思っているのですけれども、部長は、確認したかしないか、まずそこだけ。

総務部長

このお話については、今朝お聞きしましたので早速、ただこれは全部私は一読はしてません。まだ内容も正確にきちんと読んでいるわけではございません。ですけれども、そういうものがあるということは確認しています。

前田委員

これ、市長に聞かなければならないことなのですけれども、いきなり出てきたものなので、態度を求めてしまわ

ざるをえないのだけれども、今、市長が再選後、意識改革だとか、事務・事業の見直しだとか、行財政健全化ということで掲げられまして、職員とともに汗と知恵を出さなければならないと、こう言っている矢先というか、最中なのですね。総務部長は確認というか、全部は読んでいないというようなことでございますけれども、私は総務部長はお読みになったと思っていますけれども、こういうことが現実には私はあると見たのです。否認しているのですけど。それで、こういうことは、先ほど言ったようにアクセスの関係も小樽ばかりでない、道内、全国あるいは世界から来るのですか。そういったことで、いろんな方が見ているわけです。小樽で何をしているのか。観光都市小樽で何をしているのか。そういったときに、ああいった文面、文言、表現を、小樽市の人はもちろんのこと見た場合に、何やっているのだ、小樽の役所は、とこうなってくるのです。たいへん財政状況が厳しくて、今、一生懸命やらなければならないというときに、職員の士気を奪うような、勤労意欲をそぐような、そんなようなインターネットというか、文言、表現が世界じゅうに発信されているとすれば、市長が一生懸命、今やろうとしているのに、昨日の新聞も見れば、ホームページ7パーセントだと。今日の新聞にも詳しく出ていました。やはり、逆行するような行為だとか内容になっているのではないかなと、僕は思っているのです。

それで、これがたまたま私はパソコンは余りやりませんが、自民党に投書があったのです。手紙が来たのです。何とかしてくれと。こんなことをやっている市役所とは何だと。自民党の方で何とかしてくださいと。その差出人の当人にはもっと厳しい結果、結論を求めているけれども、私の口からはそれは言えないけれども、そういうことであれば、市長はもちろん、市職員、理事者、我々議会の人間、何なのだと、こういうことをこの方は言っているし、私に代弁してくれと言っているのです。それで、今日、急きょこの話を取り上げて、質問したのですけれども、ほかにやることいっぱいあったのですけれども、この質問を取り上げました。これやっぱり根っこかなと思ひまして、こういう問題を解決しなかったら、いろんな問題は、行財政改革は進むわけないのです。やはりこの問題を一日も早く、本人はもちろんそうですけれども、もしほかにもあるとするならば、こうした環境は一掃する、一しゅうするべきだと思います。市長、どうですか。これは、事実です。

市長

市の職員がホームページをつくることは、それは構わないと思います、自由ですから。ただ、それにどういう、何を、個人のホームページですから、職務上に絡むことについて、そういうところに載せることについては、問題があるのではないかというふうには思います。また、いろんな表現の問題もありますし、いろんな人が見るわけですから、他人に誤解を与えるようなことを書かれてもまた、一つの迷惑になりますから、それは個々の個人のモラルと申しますが、そういう問題にもかかわる問題ですから、非常に難しい問題ですけれども、事実関係はよくわかりませんが、もしそういうことが事実だと、いろんなことを職務上のことを載せているとすれば、やはりこれはやっぱり問題でないのかなという感じがしますので、どういう表現をされているのか、どういう中身が載っているのか、事実関係をよく調べた上で、適宜対応したいと思います。

前田委員

ぜひ、事実を確認していただいて、早急に是正をしてください。お願いいたします。終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結いたしまして、公明党に移します。秋山委員。

秋山委員

小樽市消防団の組織に関する規則について

公明党は、市民の声をしっかりとお届けをしたいということで、また、団長を中心に頑張りますという代表質問を冒頭にさせていただきました。

今回は3点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、小樽市の消防団の組織に関する規則という中から、お尋ねをしたいと思います。

最初に、この消防団の組織に関する規則というのは、女性消防団についても同じなのでしょうか。まず、これからお願いいたします。

消防本部次長

消防組織法に基づきまして、小樽市消防団の組織に関する規則が定められてございますが、これは男性消防団、女性消防団とも同様でございます。

秋山委員

この消防団の任務、これはどういう内容になっていきますでしょうか。

消防本部次長

消防団というのは、地域に密着しているわけございまして、地域の防災あるいは災害発生した場合に、地域に密着した消防活動を実施する、こういうようなことでございます。

秋山委員

この消防団条例に目を通したときに、団員として任用することができないという中に、市内に居住しない者というのがありました。そしてまた、いつでも解雇できるというか、やめていただかなければならないという項には、第4条、市外に転出した場合という項がありました。この市外というのは、どういう位置づけになっていきますでしょうか。

消防本部次長

消防団の管轄区域は、小樽の行政区域内ということでございますので、市外に転出した場合は除外されると、こういうことでございます。

秋山委員

小樽市の場合、18分団に分けてあるということは、やはり消防団の任務というのは大変な、私は常日ごろ消防団に入ること自体、えらいなとも思っております。自分の仕事を持ちながら、さらに地域のために頑張ろうという思いの方々が集まって、この消防団を結成されている。それだけに、地域にいざというときにはせざる区域内に居住していなかったら、この任務を全うするというのは難しいのではなからうかと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

消防本部次長

消防団員の採用に当たりますと、小樽市消防団条例によりまして、小樽に居住していることが条件となっております。また、消防団に採用されました場合には、居住する分団に所属すると、こういうことが基本となっております。これにつきましては、先ほどお話ししましたが、地域に密着して活動をするということが基本となっておりますので、団員の中には採用時に地元の団に入団いたしまして、その後移転になるというようなこともございます。そういった中で、本人の希望もございまして、もとの団にそのままいるということもございまして、基本的には18分団でございますが、居住する団に入団することになっていくところでございます。

秋山委員

であるならば、本人の希望で道路を挟んで隣のまちというのがありますから、そういう部分ではやぶさかではありませんが、サイレンが鳴ったときに、いざというときに本当に駆けつけられるのだろうかという区域にやっぱり移動されているという例も見受けられますので、ここ市内に居住している者というのではなくて、もう少し第18分団に分けておりますから、区域外とかという言い方でもいいのではないかなというふうに読んだのですけれども、いかがなものでしょうか。

消防本部次長

移転先の分団の方に入団、編入といいますが、されている方はもちろんおられるわけでございます。全体を見て

みますと、消防団員、現在521名おります。隣の分団の地域に移転されてそのままというような方は、現在5人おられまして、さらに離れた分団の方に移転してそのままとなっている方は24人おられまして、全体の5パーセントほどになっております。しかし、数的には多い数字ではございませんので、活動そのものには支障を来すといったことは生じてございませんけれども、また、他都市を見ますと、分団の所属は移転なんかあった場合、分団の方を希望するといえますか、居住地と勤務先とあるわけなのですが、勤務先の方の分団に入りたいとか、いろいろそういう、どこに入るとかという縛りは、ボランティア活動でございますので、どこの消防団もとられていないようでございます。しかしながら、今、ご意見がございました、やはり速やかに駆けつけまして、早く活動をすると、編成を組むということが非常に大事なことでありますので、他都市の状況も小樽市と同じような状況でございますけれども、じゅうぶん研究しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

秋山委員

やはり消防団の任務にふさわしい状況で団員として頑張っていただければと思います。仲よしこよしの会ではないと思いますので、そういう部分もきっちり徹底されるということも大事なと思ひまして、小さいことですが、ちょっとそういう声もありましたので、第1点お尋ねをさせていただきました。

学校図書館図書整備費について

2点目ですが、学校図書館図書整備費に関連してお尋ねをいたします。

代表質問でお伺いいたしまして、小樽市ではきちんと図書整備費は予算づけをされてはおりました。この前、交付税の中にどのくらい入っているのでしょうかという質問に、きちんと数字で示していただいたものですから、計算してみましたら、約300万円くらい他目的に使用されていたのだなというのがわかりましたが、国で子ども向けの良書によって子どもの豊かな心をはぐくもうという趣旨を徹底したいなら、特定財源にすべきを交付税にしたところが、そもそも問題かなとは思ってはおりますけれども、そういう点では確かに小樽には1,200万円ほどの交付税で図書整備費は来ておりました。現実に年間、今まで使用されたのは920万円ということで、先ほども言いましたが、300万円くらいは他目的に使用されていた。これを、学校ごとというわけではないのですが、特定の例えば12クラスある学校に割り当ててみますと、9万6,000円くらい少ない。

この間、こういう質問するに当たって、小樽の学校を7か所見せていただきました。事前に見せていただくということを言ってあったわけでもないのしょうけれども、どの学校もすごくきれいに整備されておまして、図書の担当の先生が子どもに本を読ませたいという思いが伝わってくるような各学校の図書館でございました。でも、真剣に取り組んでいる図書の先生、司書教諭は、やはり足りないとおっしゃっているのです。事典とか辞書とかというと、金額的にかなり高額で、私たち一般の家庭からすれば1セットと思うのですが、何百人もいる生徒であれば、1セットでは間に合わないということで、できることなら充実していただきたいという声もございましたが、この件に関して、どうでしょうか。

(学教)指導室長

ただいまの資料にかかわっての購入についてでございますが、確かに総合的な学習の時間で図鑑とかさまざまな資料が必要となってございます。ただ、この数値やデータなどは、その時期時期の最新のものが求められておりますことから、やはり年次を追って、また買いかえていくということも必要となってございまして、そんなことから、今年度インターネットの整備も見込まれておりますことから、そのような資料にかかわりましては、インターネットの活用などと組み合わせていただきながら、子どもの学習を充実していただければというふうに考えてございます。以上でございます。

秋山委員

学校の図書館を見せていただいて感じたことは、小中学校ともずいぶん漫画の本が増えているのだなというのを、まずびっくりいたしました。いかに、本離れが進んでいるかという実態を見せつけられた思いがいたします。

それで、心ある先生方は、読み聞かせという、私方の感じとしては、小さい子どもに本を読んで聞かせる感覚しかなかったものですから、小学校でお母さん方がボランティアでわざわざ時間をとって、読み聞かせをしなければならぬほど本離れが進んでいるのだなというふうに感じました。こういう点ではどうでしょうか。

(学教)指導室長

本の選定にかかわりましては、各学校で蔵書などを踏まえまして、そして本年度の教育活動の重点などを考えながら選定しているところでございますが、確かに委員ご指摘のとおり、漫画と思われるような内容もございまして、例えばその中には歴史の内容が含まれていたりもしてございまして、それは子どもたちが少しでも興味がわくようにという観点から、そのようなものも購入されているものと理解してございます。ただ、その購入がすべてではございませんで、その他の図書とのバランスの中で配慮されているものと受け止めてございます。

秋山委員

今、答弁いただいたとおりかと思えます。それで、図鑑とか字引というのですか、そういうものは、確かに年代によって流行遅れという感じなのは、本当にそのとおりだと思うのです。だから、蔵書数を保ちたいのであれば、投げないでとっておけばそれだけ本がたくさんあるという国の意向に沿うのかと思いますけれども、やはり現場の先生は少しでも図書館で本を開かせようという努力をされているという点から見ると、当面の間、小樽市の場合は、ここ3年間が正念場ですから、ある程度カットはやむをえないかなというのは、私個人の思いですけれども、できることならば、こういう部分、21世紀を担う子どもの健全育成という観点から見たときは、カットしていただきたいなという思いもございまして、いかがなものでしょうか。

(学教)施設課長

学校管理費の予算のカットはいかがかというお話でございましたけれども、教育予算の全体の中で考えていかなければならないという問題もございまして。そういう中で、限られた予算の中ではありますけれども、小学校では1校当たり平均しますと100冊、中学校では70冊ぐらい毎年図書を購入していると。そういうような中で、蔵書については着々といいですか、わずかなのですけれども、進んでいるのかなと、そのようには考えております。そういう中で、確かに蔵書の部分も予算をカットしないというお話もございましてけれども、こういう厳しい財政状況の中でありまして、限られた教育予算の全体のトータル的な中で図書費の予算づけについては、今後検討していきたいと考えています。

秋山委員

学校を訪問したもう一つの目的に、本当にこの予算どおり使われているのだろうかという、申しわけないけれどもそういう思いもあって訪れましたけれども、本当にきちんと使われているという姿を見て、まず安心はいたしました。

カットするという部分は、もうこの小樽市の状況を見たとき、市民の皆さんもある程度納得される部分もあるかなとは思っています。でも、やはり一部本好きなお母さん、国でお金を出しているのに、どうして小樽はという目で見られる方もいらっしゃいます。であるならば、この透明性という部分で細かくは要りませんので、今、当分の間、ご了解願いたいという小樽市の姿、姿勢を見せるということも大切かと思っておりますが、いかがでしょうか。

(学教)施設課長

学校図書の利用については、学校内で調べ学習、総合的な学習など図書の方で確保しています。そういった中では、よりいっそうそういう蔵書の活用を図っていただくとともに、今のお話にあったことなども含めまして、校長会などを通じまして学校だよりとか、そういうもので対応していただけるようなこともできないかと、そんなことで検討していきたいと考えております。

秋山委員

もう一点、なるほどなと感心した部分が、小樽の図書館から半年ごとに本を30冊程度貸し出して展示をして、そ

の中から子どもたちが利用できるという、あの制度はいいなと思ったのですが、これはどういう学校がどの程度利用をしているのでしょうか。

(学教)指導室長

学校では、今、委員ご指摘のとおり、市立図書館から巡回図書という名目で本が配本されてございます。市立図書館から参りました本につきましては、図書委員などの子どもたちと担当の先生が仕分けをしたら、学級におきまして一定期間でローテーションをしながら、多くの子どもたちが利用できるようにしてございます。その配本の状況につきましては、私の方では、今、承知をしてございません。申しわけございません。

秋山委員

はい、わかりました。一日も早く市民の皆さんにこの状況だけはお伝え願いたいと思います。

市職員の退職について

最後の問題に入らせていただきます。

まず、市職員の退職に関して、実は、先ほど自民党さんからもいろんな声が届くのだというお話がございました。私たちのところにもいろんな声が届いてまいります。こういう時代だからこそ、なお日ごろ穏やかなときなら言わないことでも言ってくるという方もいらっしゃるし、また、小樽市の財政を心配されて、こういうやり方もあるのではないかという声も届いてまいります。その中から、お聞きしてみたいと思います。

それで、市の職員の退職に関してなのですけれども、職員の定年時というのはいつになっているのでしょうか。

(総務)職員課長

職員の定年につきましては、60歳の誕生日を迎えた年度の3月31日を退職日しております。

秋山委員

退職した、要するに1年間は認めますよということになっているんですね。その声の中には、民間の会社であれば、年齢に達したとき即定年になるのだと。小樽市の場合は、1年間年度末まできちんと雇用がされている。この点はいかななものかなという声があったのですけれども、いかなもののでしょうか。

(総務)職員課長

定年による退職ですけれども、地方公務員法第28条の2に職員は定年に達した日以降における最初の3月31日までの間に、条例で定める日に退職をするというふうに法律で決められております。これに基づいて、小樽市の場合は、国家公務員法に基づいて、定年に達した日以降の最初の3月31日を退職の日にしてあります。

秋山委員

それでは、給与はどうなっているのでしょうか。

(総務)職員課長

当然、同じく3月分まで支払われています。

秋山委員

法律で定められているという点ではいたし方ないのかなという部分もあるのでしょうかけれども、やはり市民はそういうところ見えませんもので、言いたいことを言うのです。であるならば、要するに、その期日とともに嘱託職員の給与にすべき、こういう方法もとれないのだろうかという声なのですが、いかなもののでしょうか。

(総務)職員課長

先ほど申し上げましたとおり、地方公務員法の方では、条例で定めなさいということで、一定幅、今は国家公務員法に準じておりますけれども、条例に権限は譲られていますので、その辺の自由度はあろうかと思えます。ただ、市役所の人事といったらおかしいのですけれども、年度末に退職をして、すぐに人事異動を決めまして、あるいは採用をするということで、一定の方がある日やめられて、そこのまた採用するというのを、そういうことを制度上していない関係もございまして、今の嘱託の金額にしたらどうかということについては、例えば退職されるまで

は普通どおり同じ公務員として仕事しているわけですから、減額する要素もございませんし、今の段階では年度の区切りがいわゆる区切りになっています。ご理解をお願いしたいと思います。

秋山委員

今日の道新を見ますと、皆さんの給与が7パーセントカットということで、本当に市民の厳しい目を一手に受けて、今、行政改革をされているという部分で、本当に気の毒な思いで今日の新聞を読みました。でも、現実民間はもっと厳しいのだよという、その声がこういう形で届くのかなと思います。市長は、従来の既成にとらわれない大胆な構造改革を推し進めていくというような趣旨のお話もされております。こういうことも一つの案として、また、今後検討されてみてはいかがかなというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

(総務)職員課長

現在、地方公務員の給与については、おおむね人事委員会とかがないところについては、国家公務員の人事院勧告を待って、その上げ率に準じて給与を決定しておりますが、昨今は地場の、いわゆる地元の給与水準にも合わせて柔軟にといたらおかしいですけれども、それに合わせていただく給与もあります。そういうことも踏まえて、先ほど申し上げましたとおり、退職については条例事項ですので、あくまでも裁量権はこちらにございますので、今後どういう状況になるかわかりませんが、そういう時期には検討しなければいけないのではないかと考えております。

秋山委員

重度身体障害者の見舞金等について

では、最後なのですが、昨日と、今日の道新にも載っておりましたが、一般質問に対しまして、市長は重度身体障害者の見舞金等について、支給条例による支給継続は困難であるという趣旨の答弁をしていらっしゃいましたが、いつこのような決断をされたのか、お伺いいたします。

福祉部長

昨日の市長の答弁でございますけれども、現状の事業内容のままで継続していくことは極めて難しいということで、これからその内容について検討を加えていくという考え方に立ってございまして、財政健全化の中の検討課題ということで、本年度につきましては、もう既に4月に支給してございますので、次年度以降に向けて検討ということで考えてございます。

秋山委員

この新聞の中にも、財政負担が非常に大きくなっていると。現状のまま継続するのは極めて難しいというふうに発言をされたということは、市民の目から見ると、こうなったのだなというふうにとらえられかねないのではないかなと思います。市長の政治的発言と同じというふうに感じますが、いかがなものでしょうか。

福祉部長

あくまでも私ども、市長の方からご答弁申し上げましたのは、利用内容のままで継続していくことはということでございますので、こちら辺の新聞のとらえ方の部分もあろうかというふうに思っております。いずれにいたしましても、私どもこれから、本当にこれは条例事項でございますので、これから議会側とじゅうぶん協議をしながら、これから詰めているいろいろご議論したいというふうに考えております。

市長

今、聖域を設けないですべての事項について検討しようということで進めていますので、その中の一環で、もういろんな項目について検討しています。この問題についても、いろんな市民からの意見もございまして、年金ももらっているのだから、この部分はいいのではないかとということも聞きますので、それらこれらを含めましていろいろ検討中ですが、いずれにしても税収がこのように落ち込んでいる中で、市独自の単独の補助費というものとは相当程度見直しをしなければ、財政はもたないだろうというふうに思っておりますので、最終結論はこれからに

なろうかと思えますけれども、じゅうぶん検討した上で、また皆さん方とも相談しながら、こういった問題については進めていきたいと思っています。

秋山委員

具体的に、現在の重度身障者に対しての事業をお聞きしようかと思ったのですが、優しいものですから市長から言われると、何か全部引っ込めてしまうというのが弱いせいなのですが、一応、福祉の党・公明党という立場からいいますと、昨日3点の内容があったかと思っています。この1点目の部分は、やはり市民といってもいろんな立場で生活をされている方がいらっしゃいます。だから、一律にこの見直しというのはいかなものだろうかというのが、私どもの考えでございます。

2番目については、やはり何名かのそういう立場にいらっしゃる方からの声も聞いておりますし、現実にお年寄りのお見舞い金についてですが、何にも無理しなくてもよそに回してあげてもいいのになと思われるようなご家庭のところにも4,000円ですね。市から2,000円、社協から2,000円、わざわざ民生委員の方が届けてきてくれていると感ずる家庭もいるのです。また、うれしいと本当にありがたいと感ずる家庭もいらっしゃいます。人をばかにするなというおたくもいらっしゃるということで、役目柄お届けするのに心外だという声も届いてまいります。だから、一律切るというのではなくて、応分のという部分を考えていただきたいなと思っております。また、ふれあいパスに関しても、そこのところ、いろんな立場の人がいらっしゃるということも考慮に入れながら、ぜひ考えていただきたいなと思っております。この問題に関しては、党としてもこれからしっかりと議論をしていきたいということの一つでございますので、この件はいかなものでしょうか。

福祉部長

今、秋山委員の方からお話を伺った中で、福祉につきまして、それぞれいろんな家庭あるいは症状、いろんなケースがございます。そこら辺を踏まえて、じゅうぶんこれからの見直しの中で、いろいろケースを考慮しながら進めていかなければならないというふうに考えております。ただ、小樽市のこういう財政状況でございますので、そこら辺もご理解いただきながら、じゅうぶんご意見も尊重しながら、またいろいろ相談させていただきながら、進めていきたいと思えます。

-----  
高橋委員

学校の禁煙化について

一言だけ、意見を述べさせていただきたいと思えます。

昨日の教育長のご答弁の中で、学校の禁煙化に向けて時期を明確にして決断を、とおっしゃいました。非常に大きく評価をしたいと思えます。着実に進めていただきたいというふうに思えますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

教育長

教育委員会の所管の学校についてはそのように決めておりますが、そのことを基礎にして、社会教育施設なども含めて、さらに拡大についても改めて検討し直したいと、そう考えております。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、民主党・市民連合へ移します。武井委員。

---

武井委員

小樽交通記念館について

それでは、まず、交通記念館の問題からお尋ねいたします。

まず、交通記念館の機関車庫3号はいつ公開をやめたといいますか、閉めたのでしょうか。

(社教)白澤主幹

機関車庫3号につきましては、昨年11月4日まで営業したわけでございますけれども、その後閉館後に仮工事のため閉鎖したものでありまして、それを見込んでクローズしたものでございます。平成14年11月4日の営業を終わった後で閉鎖したものでございます。

武井委員

交通記念館は冬期間もやっているのですか。

(社教)白澤主幹

冬期間はやってございません。ですから、3号機関車庫の閉鎖でございますね。それにつきましては、今、お話ししたとおりで、営業を終わって、その後機関車庫を閉じたということで、今年オープンしてからは閉鎖の状態オープンをしたということでございます。

武井委員

今年のオープンはいつ。

(社教)白澤主幹

今年は、4月の19日です。

武井委員

4月の19日から今まで閉めていると、こういうふうに理解していいのでしょうか。

(社教)白澤主幹

はい。

武井委員

それで、それ以降、団体で入館された方々は、何団体ぐらいになりますか。

(社教)白澤主幹

今年オープンしてから、今、集計5月末までの数しか押さえておりませんが、39団体で653人となっております。

武井委員

今の入場料金は、それぞれどういうふうになっていますか。

(社教)白澤主幹

入館料ですけれども、区分としましては、大人それから子ども、子どもは小学生及び中学生ということになります。それで、大人の個人が940円、それから小学生以上が470円、一般の団体、20名以上の扱いになりますけれども、大人で750円、小学生以上が370円、それから修学旅行などの学校の団体料金ですけれども、大人が一般、高校生以上になりますけれども560円、それから小中学生が280円ということになってございます。

武井委員

今の39団体の中に修学旅行生はどのぐらいいるのか、わかりますか。

(社教)白澤主幹

大半が修学旅行生で、一般は3団体ぐらいだと思います。

武井委員

交通記念館にある機関車庫3号は、これは110年ぐらい経過しているわけですがけれども、重要文化財の指定になっています。重要文化財は公開が原則です。それが、こういうふうに閉めなければいけない。その間、学生団体が35から36ぐらい入っているというお答えですが、この人たちはやはりそういうものを調査した上で来ていると思うのです。先ほどのインターネットではありませんが、閉鎖の問題まで調べて来るかどうか、非常に私はここが疑問なわけです。したがって、私、本会議の中では、せめてこういう人たちに対して、割引をさらにできないかと、こういうことを申し上げました。例えば、学生の団体560円だそうですが、これを例えば500円とか450円とかに、せめて子ども並みの470円平均ぐらいにまでできないものかどうかということを行ったわけです。そういう見る目玉になるところが閉鎖されていて、そして一般並みの料金を取る。それは、どうも私は余りにも酷ではないかなと。今、海外旅行に行こうとするのが、SARSの問題で、小樽へ小樽へと非常に今なびいている。観光地的には、希望を抱いてきているわけですが、にもかかわらず来てみたら、重要文化財が見せられないということで、私はこれで二つの問題をひとつお尋ねしたいと思っています。

一つは、重要文化財の車庫そのものは、中に入るとは見れないけれども、外観からも見えるところ。それから転車台は当然これは外からもそのまま見えるわけです。ですから、それはそれでいいとして、料金がもしも割引ができなかったら、せめて中に入っている三つ、大勝号やレールバスや木製の除雪車といいますが、こういうようなものの3品については、せめて外に出して一般の人に見せることはできないかと。その重文の車庫については、外観を見て帰ってもらおうと。せめて、そのぐらいのことはできないかなと思うのですが、この料金がだめなら、せめて外へ出して見せてあげると、私はそのぐらいの親心があってもいいのではないかなと思いますが、責任ある方の答弁をお願いします。

社会教育部長

本会議でもご答弁申し上げましたように、貴重な展示物が見れないというのは残念というふうに思っています。基本的には、建物を分離して展示ができればというふうに考えてございます。今回の修繕期間がどの程度の期間なのかというのが、まさに研究中でございます。そういったことを兼ね合わせまして、展示物をどういった形で皆さんに展示するのか、検討したいと思っています。というのも、既にご承知のように、大勝号もしかり、それからレールバスもしかり、除雪車もしかり、木製の部分を多く含んだ展示物になっていまして、そうすると、勢い露天の中に出すわけにはいきません。そうするためには、外に出すには、一たんたなこをつくるという話になりますと、大々的な展示スペースを要します。そういうことでありますので、展示の方法についても研究をさせていただきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

武井委員

これは、重要文化財であるだけに、東京からわざわざ調査員が来ると。それも、びっちり来ればいいのですがけれども、1か月に1回かそこらしか来ない。そして長い間かかって検査をする。これではまた、今年いっぱいこれは恐らくは修復なんてできっこありません。そういうところなのです。ところが、修学旅行生というのは、修学旅行というのは何回もあってくれればいいのですが、小樽に来る方々は今年1回しかないのです。ですから、そういう方々は、せっかくの思いで来る修学旅行に、そういうようなことがあっては非常に私は気の毒だと思うのです。ですから、この長引いたらというふうな抽象的な言葉をお使いになっておりますけれども、やはり一日も早く、せめて鉄道記念物であるさっき言いました3両だけでも出しておく。鉄道記念館を設置するときの目的といいますが、皆さんにPRした言葉は、手に触れられる、そういうものを展示したいのだと、こう言っているわけです。体験させたいのだと、転車台に機関車を乗せて、皆さんの手で押してぐるっと回して見せたいのだと、こういうふうに説

明している、我々にも説明があったわけです。だけど、それが今度全部中に密閉されてしまったのでは、私はこの料金も半値でも高いと思っているのですが、財政も厳しいことだから、せめて500円なり、470円ぐらいまでできないかと。いずれにしても、何かいい方法を考えていただきたいと思いますが、ご答弁願います。

社会教育部長

例えば、車両を全部出すとなりますと、囲いが必要になりますので、例えば検討の一つとして、ドアを時間制限で開けるだとか、そういったようなことも一つの検討の中に入れて、ただし手では触れませんが、少なくとも見えるようなことができないか、検討してみたいと思います。

教育長

交通記念館にいろいろな検討の委員会なんかもございますので、今、社会教育部長が話したことをお話しいたしまして、よりよい修学旅行生対応について考えたいと思います。

武井委員

よろしくひとつ賢明な教育委員会ですから、ご期待を申し上げますが、よろしくどうぞお願いします。

パークゴルフ場について

ついでに、もう一つ教育委員会をお願いをしたいのですが、それはパークゴルフ場です。これはご答弁にもありましたように、私は前回の1定でも申し上げたのですが、どうも市長はそんな意思はないと思うのですけれども、市民はそう思わないのです。東地区と西地区に差別があると、こう言っているのです。パークゴルフ場は銭函にあるけれども、蘭島方面、西部の方には何も無い。なえば公園には多目的広場をつくると言って約束してあったのに、開けてみたら、何もそんなものはない。みんなゲートボールやろうと言っていた人はあきれ返っている。現実にはあったのです。いつの間にやらそれ修正したことも何も報告ないままなくなっているのです。こういうこともあって、非常にもちろんコミセンの問題もしかりです。そういうことで、今、それでも銭函地区からまた、コミセンの問題がもう既にまた陳情で出ている。こういうことでございますので、うちの佐々木勝利議員の一般質問ではないのですけれども、人口の減っているのは西地区、長橋を中心にしてこちらの方が、銭函方面より数が増えていると。だから、そういうえこひいきするわけではないだろうと思いますが、私も長橋ですからひがんでいるのかもしれませんが、ぜひとも市民の方々のそういう意思をひとつ酌んでいただいて、平等に取扱いをしてほしいと。その辺の一つとして、せっかく篤志家が寄付してくれた土地が、今、草ぼうぼう生えています。あれ恐らくどなたもいなくなったから、あの世で見ているかもしれませんけれども、恐らく見たら涙がぼろぼろ出てくるのではないかと思います。ですから、その篤志家の気持ちも酌んでやっていただいて、有効に活用するべく、その土地を生かしてパークゴルフ場をつくってくださいと、こういうことも私は申し上げたのですが、教育長の方では道路の問題だとか、あるいは広さの問題、地形の問題等々の関係があって、今後の検討課題にしてほしいと、こういうご答弁です。したがって、私はそれ以上に言いませんが、せめて代替地の案ということで、私、と場跡地を指定しました。あれだけ広い土地がある。ですから、あそこはもう道路もきちんとつながっていますし、地形上にも問題がありませんし、教育長の構想にぴったりのところだと思いますので、ぜひとも東部と区別をしないように、温かい施策をお願いしたいと思います。教育長、いかがですか。

社会教育部長

本会議で教育長からご答弁申し上げましたように、西部地域にパークゴルフ場というのは、今回は協議しています。そういう中で、ご答弁申し上げましたように、と場跡地もその候補の一つとして検討してまいりたいということをご答弁申し上げました。それに向けて検討することは、私らも検討したいなというふうに思っています。

武井委員

本当にパークゴルフは、余市は全部無料です。小樽あたりから大勢行っていますけれども、みんな無料。恐らく、名簿も私見せてもらったけれども、あれ余市から持ってきて皆さんに見せたいぐらいです。小樽の人がいかにそこ

へ流れていっているか、非常に証拠物件として持ってきてたいぐらいですが、何とか今のスタッフの中でのうちに、すばらしいのをつくってほしいことをお願いをしておきます。

バス路線の延長について

次は、これは余り深いはいませんが、塩谷のバス路線の延長の問題です。

これは、私が代表質問でも申し上げましたように、この平成8年3月8日提出の陳情第20号というのは、厚生常任委員会でも本会議でも満場一致で採択されている問題であります。ですから、よく今回出ている陳情の中に、継続審査のままにやってきて、ついに私たちの方が流れたと、こういうような廃案になったという趣旨の陳情も上がっております。しかし、いかに採択しても、こういうふうにならぬ平成8年から今までですから、何年たってもそれが実施に踏み切れない。したがって、市民に採択したことは代表者の方々に通知が行っているわけです。その人たちは、ああ、よかった、採択されたと思って、さあ、なるかなるかと思ったら、7年、8年たっても何の音さたなしと、こういうことで非常に住民の方々に期待を持たせながら、採択した結果、そして今までのように手が止まる、手がつけられないということです。

これは長橋の5丁目、昭和48年ですか、このバスの路線の問題もたしか私たちが聞き及ぶところによると採択されているのです。ところが、これも手つかずになっている。バス問題ももちろん相手があるから、なかなか皆さんがご努力していただいても、相手のあるものですからうまくいかない、こうは思いますが、しかし、せっかくの問題です。ご答弁によりますと、JRとの競合区間であるからと、こういう中央バスの意向が入っているわけです。ところが、JRとの競合区間といっても、塩谷と小樽の間は、あるいは塩谷から蘭島の方へでもけっこうですが、1時間に何本走っていますか。私は、競合区間だなんて言える代物の場所ではないと思っています。ですから、こういう言葉でもって踏み切れないという言葉はそっくり返上したいと思っています。これは、前のように、昔の函館本線みたいに、1時間に5本も6本も通っていたところは競合区間と言えるかもしれません。今、1時間に上り下り合わせて2本欠くわけでしょう。そんなの、これ競合区間なんて言えないでしょう。

ですから、私はどうしてもせっかく市長に努力していただいたふれあいバス、このバスをじゅうぶんあの地区の人は活用できない。するとしても、山一つ越えていかなければならない、こういうところなのです。ですから私は何とかこの地区の延長、塩谷駅までせめて、あそこは北一硝子の職員もいます、市営住宅もあります。そういうことで何とかそれらについて、今後も引き続き要請していきたいと、こういうご答弁でございますが、今後の見通し、可能性も含めてお答え願いたいと思います。

(市民)総合サービスセンター所長

ただいまの塩谷駅のバス路線の延長についてでございますけれども、陳情採択されました8年、9年以来、私も折に触れて機会を見つけながら、中央バスの事業者に対しましては、陳情要請を続けてきたところでございます。委員さん今のお話もございましたけれども、陳情採択されているというような経過も踏まえまして、今日まで何とか要請はしてきているところでございます。ただ、当時のお話にもございましたけれども、バス事業者といたしましては、路線を開設する場合、又は延長する場合に、それに見合う沿線の利用者、それから採算可能な運行が図れるかどうかというようなことも含めて、総合的な判断をした上でないと、事業者として開設しえないということから、現在の状況ではご要請のことについては、おこたえできる状況ではないというふうに回答をされております。先日伺いましたけれども、やはり同様の回答をされておりました。

それから、JRとの競合関係でございますけれども、塩谷駅まで仮に引っ張ってきた場合に、塩谷駅から今おっしゃっていたようにJRが走っていたとございますけれども、それとの競合になるということと、もう一点は途中に人家は連たんしているわけではないという話もされてございます。それから、JRが1時間に何本走っているのかというお話でございますけれども、平成9年4月1日現在、陳情が採択されたときでございますけれども、このときに塩谷駅を通過して小樽方面へ向かうJRは、当時17便でございました。現在、今年の4月1日現在で見ますと、

小樽方面に向かうJRは18便ということで、1便増えてございます。それから、余市方面に向かいますJRは、やはり9年当時が14便であったのが、今年ですと16便ということで2便増便されてございます。そういう状況にございまして、JRとしても、増便については配慮していただいているのではないかというふうにも考えてございます。

それから、今後の日程につきましても、この前、ご質問あったときに改めて要請に上がったところでございますけれども、やはり難しい状況にあるということは言われております。地元から要請されておりますところについては、対策等もされております関係上、その辺も住民要望が強いということ、改めてまたお願いをしてきておりますし、これについても機会を見ながら、また要請を続けてまいりたいと思います。ただ、非常に難しい状況にあるということは言えます。

武井委員

私の言いたいことは、住民の代表の方は、採択されたというお手紙をちょうだいしていたわけなのです。いつになるのだいつになるのだと期待しているわけです。ところが、その後何も音信なしということになると、期待感だけ持たせて、我々議会にも責任があるような気がするのです。採択して期待感だけ持たせて、そして、あとそれから平成8年から今まで期待だけ持たせておいて、後は何もあれもなしと、これでは非常に市民に冷たい仕打ちではないかなと思います。

今、JRとの競合問題で16本だの17本だのと言いました。1日24時間です。1時間に1本ないのです。特に函館から来る汽車なんて、もう夜の22時、23時に走っているのです。ですから、そういうことを考えれば、それと通勤の時期だとか、ラッシュ時期についても便はある。そうすると、本当に競合なんて言葉が、そのときに限り上下、今のこれは片道だけのことだろうと思いますけれども、1日平均1時間に1本走っていないのです。ですから、そういうのは私は競合区間だということとは言えないと思うのです。そういうふうに、それは1時間に3本も5本も走っているのだとしたら、それは中央バスとの競合区間だと言えるでしょうけれども、1時間に1本走っているか走っていないかで、競合区間だなんてことは、私は言い逃れだと思えます。したがって、この問題はこれ以上は言いませんが、ぜひとも所長さんは大変でしょうけれども、何とか住民の希望を満たしてもらえるように、さらなる交渉をお願いして、この項は終わりたいと思います。

庁舎別館の修復問題について

次は、庁舎別館の修復問題です。

この部屋からも、今、そこに青い網が見えます。私は、市長のご答弁の中に、昭和37年に建てられて40年ぐらい経過していることは私たちも知っています。ただ、この修復問題の質問に対し、緊急度の高いものから補修していきたいというご答弁されています。緊急度というものは、これはどういうことを言うのでしょうか。何かもう少し具体的にお話ししてください。

(総務)総務課長

危険性の高いといいますか、そういうものがやはり緊急的、優先的に行わなければならないと考えております。それで、その緊急度の高いものから、いわゆる危険性の高いものからかかっていきたいと思ってございますので、例えば、今、一番問題にありますのが、外壁関係でございますけれども、これにつきましても、どんと絞るといいですか、前面の中でもより危険性の高いものから絡めて、何とかそういうものから対処していきたいと考えてます。

武井委員

今、網が3か所ほど出ていますが、緊急度の高いところはどこですか。

(総務)総務課長

この3か所につきましても、どこといって順番をつけることは難しいのですが、当面、今、前方面の中でこの3か所が一番高いと思います。

武井委員

さらに加えて、この早急に対応策を講じたいともつけ加えてあるのです。ですから、この緊急度の高いものを私は早急に対応策を講じたいという趣旨で考えているのですけれども、これは市長答弁と総務部長の答弁との問題でございすけれども、両方つけ合わせるとこういうような趣旨の答弁なのですが、緊急度が高くて早急に対応策を講じなければならない場所というのは、どう具体的にあるのですか。

(総務)総務課長

繰り返しになりますが、外壁関係から申し上げますと、今、ネットの張ってあるところがやはり緊急度が高いために、先に行わなければならない箇所だと思います。ただ、今、かけるところを調整してございますのは、再度この四方をきちんと専門の業者さんにも入っていただきまして、この辺、改めて確認していきたいと、その中で見極めていきたいという流れです。

武井委員

ぜひとも、けががあってからでは遅いのでございまして、それこそ緊急度の高いところから、一日も早い修復をお願いしたい。けがをさせたのでは、これはあってはならない。私は地震の影響が出たら大変だと思っておりますけれども、ぜひともこれは皆さんをご信頼申し上げて、これ以上言いませんが、よろしく願いいたします。

市道塩谷線石垣崩壊事故にかかる提訴について

最後の問題は、提訴の問題なのですが、これは一つは駐車場の交付金着服の問題も一つはこちらの方から訴えたというのがありますけれども、私が聞きたいのはそれでなくて、小樽市側が訴えられている問題を取り上げているのです。これらについては、6月13日に第1回の口頭弁論があったようでございますが、しかし、ご答弁は非常に当然かもしれませんが、現在提訴中の問題だからこれ以上触れるなど、逃げられているのですけれども、1回目の口頭弁論を聞いてみまして、対抗軸、対立点は何なのですか。市は市の発注者としての義務を怠っていると、こういうのが何か報道によればそういうふうに書かれていますが、この第1回の口頭弁論をやりながら、皆さんの感じた第1点の対立点、それはどんなものですか。

(土木)管理課長

ただいまのご質問にありました平成12年の事故に関する裁判について、6月13日に第1回の口頭弁論ということで市長の方から答弁いたしました。今後7月23日に第2回が予定されているという日程になっております。第1回のときに遺族側から提訴された内容について、さらに補充した意見をつけ加えて、それをもとに訴えられた方、数とすれば4者になると思いますが、こちらの方もその内容を再確認して、改めてそれに対して反論するものは反論していくと、そういう内容になったので、現在のところまだ提訴中ということで、ご答弁させていただいたところです。

小樽市の場合の訴えられた内容ということにつきましては、国家賠償法の第1条第1項あるいは国家賠償法第2条第1項、委員の質問にありましたように、共同管理者、そして工事業者に対して適切な指示を怠ったということが、側溝は市道の営造物ということで、営造物の設置において市に責任があると、こういう中で訴えられたものというふうに理解しております。

武井委員

今度7月に第2回の口頭弁論があるようでございますが、いずれにしても1億4,000万円、これがどういうふうに訴えられた人たちの支払いになるのか、これからずっと見守っていきたくて思っていますけれども、これからはいろいろな工事があるわけですから、特にこういうような場所は小樽でも49か所から56か所くらいあるやに聞いています。ですから、これは大変な内容でございますので、今後もこういうふうには訴えられないように、じゅうぶんなひとつ発注するときも対応をしてほしいと。そして、一日も早い結審を見て、訴えられた方のご遺族にとっても悩みに悩んだ末の訴訟だろうと思っておりますので、ぜひとも早い解決を望んで終わりたいと思います。

委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたします。  
続きまして、市民クラブ、大島委員。

大島委員

ネットワーク会議について

まず、教育委員会にお尋ねいたします。

今、家庭のいろいろな事情で、登校拒否、あるいはまた校内暴力などでいろんな問題があろうかと思いますが、その中でネットワーク会議というものを組織して、個々に当たっている件数というのは、どのくらいあるのか、この点について何点くらいあるかをお知らせください。

(学教)指導室長

今、ご質問のネットワーク会議についてでございますが、このことにかかわりましては、青少年女性室の方で所管をしてございまして、それに係りましては、学校教育も当然学校での児童・生徒の安全を確保するという観点から参加をしております。なお、その中では当該の関係する学校の校長や担任なども出席してございまして、ともに勉強に参加しているところでございます。

今年度につきましては、確定の数値は申し上げられませんが、今のところ2ないし3件、私ども出席をさせていただいているところでございます。

大島委員

実は、私の校下に小学校が二つ、中学校が一つございます。今月の初めなのですけれども、近所の方から親が子どもたちを放棄して戻ってこない。何とか相談に乗ってあげてくれないかと、そういうようなことで事件が起きました。その家庭は、電気、ガスが止められておりました。もちろん、水道は共同の住宅でしたから、水道は止められておりません。家庭の中には入るわけにはいきませんでしたけれども、窓からのぞいた段階では、もう荒れ放題。そのようなことで、ここの家庭は今年の3月に中学を卒業したお子さんと小学校4年生、3歳、1歳と、そのような家庭でございましたが、実は役所の方の関係者にもいろいろお聞きしました。実態を把握していなかったというせいもございまして、今は一生懸命その把握に、その改善に努めていただいております。その中で知ったのがこのネットワーク会議。ああ、こういう組織もあったのかと。そしていろんな方々がかかわって、何とか親も含めて正常な日常の生活ができるように一生懸命になっているのだと、たいへん心強く思った次第でございます。

そして、また、子どもが通っている校長先生ともお会いしました。まず、その学校の印象が私変わったのです。といいますのが、卒業式や入学式に私も3月、4月と出ておりましたが、その学校は4月の1日から入学式の始まる30分前まで職員会議をしていた。これは、国旗・国歌の問題だったと思っております。困ったな、変わっていないのだと、そのようなことで、ちょっとがっかりして帰ってきたわけですが、この件を機会にして、担任の先生が本当に、ここまで自分の扱っている子どものために尽くすのかと。たいへん、ああ、こういう先生もいるのだと、本当に感心をしてきたわけでございます。そして今、お尋ねしましたら、2ないし3、そのうちの一つなのだのと、そのように感じていたわけでございますけれども、一日も早くこの家庭が正常な生活に戻って、また、子どもたちも安心して学校へ通っていけるような体制を早くつくっていただきたい。それは、教育委員会ばかりでなくて、やはり関係するあなた方のみんなの力がなければ、もとは戻らないだろうと。時間はかかるかもしれませんが。こういう事例にいつそう誠意を持って取り組んでいただきたいと、そのように思っております。

(学教)指導室長

ただいま、委員ご指摘いただきました件につきましても、当該の校長から節目節目で報告をいただいているところでございます。また、前年度、児童虐待の防止にかかわりました講演会なども設けまして、教師への意識の喚起

を図ってございますし、今後とも子どもと常日ごろ接している教職員につきましては、児童虐待を発見しやすい立場にあるということを自覚いたしまして、早期発見に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

大島委員

旧天望閣の排水について

続きまして、一般質問でお伺いしました天望閣の件についてお尋ねいたします。

天望閣の排水の処理について、私はたいへん危くをしております。再質問で答弁をいただきました。建築都市部長さんの再質問の答弁では、排水管をもとに戻し、また、水質などについては、その汚濁防止法に基づいて適切な対応をすると、このような答弁をいただいておりますけれども、先ほども申しましたけれども、人の見えない場所なものですから、これは非常に関係者の監視が必要だなと、そのように思っております。もとの管に戻すということになれば、かなりのきついがけの傾斜ですし、また距離も長いです。これらをどのようにもとに戻すのかなと。これについては、今の方法ですから、いろんな方法があると思いますけれども、これも日ごろの皆さんといいますか、市民の目の届かない場所なものですから、本当にどうしたらいいのかなということでも悩んでおりますけれども、改めてお尋ねいたしますが、関係者にはどのような指導をしているのか、お聞かせください。

(建都)建築指導課長

ただいまの天望閣の排水管の修復についてでございますけれども、委員の方からお尋ねがあった5月の中旬ころ、早速我々も現地で確認しまして、設計者の方とお話をさせていただきまして、実際に現在の管が破損されている状況でございましたので、これについてはどのようにするのかということでお話をさせていただきました。それにつきましては、一般質問で答弁させていただいてますように、現在の管を現在の位置で修復して新しい管に取り替えて処理するというお話がありまして、我々としてもぜひこのような形でパイプ、塩ビ管につきましては、整備をしていただくようお願いしたいということでお話をさせていただいております。

大島委員

もとの管の現状は私はよく知っております。しかし、もうその管がなくなってから20年以上たっているのではないですか。そういうような状況の場所ですから、適切な指導を改めてお願いをしたいと要望いたします。

観光振興公社所有の遊覧船について

続きまして、経済部にお尋ねいたします。

観光振興公社が所有する遊覧船は何隻あるのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

観光振興公社が保有しております遊覧船につきましては、祝津号、オタモイ号、それからクリスタルオブザシーの3隻になっています。これは4月1日現在でございます。

大島委員

その中には、クリスタルオブザシーという船がございますが、これは現在どのようになっていますか。

(経済)観光振興室観光事業課長

このクリスタルオブザシーでございますが、現在は小樽港マリーナの公共バースに停留をしているということでございますが、昨年からのクリスタルオブザシー、公社の経営を非常に圧迫するというところでございまして、今年の3月の株主総会並びにその後の取締役会におきまして、売却をするということで方針が固まりまして、売却に向けて交渉を続けた結果、今月に入りまして横浜のヤマハ系列の会社に売却をしたということです。

大島委員

このクリスタルオブザシーについては、いつ、いくらで購入し、今、売却ということでございますが、この間の売り上げを聞いても、今、無理だと思えますので、いつから運航して、価格はいくらだったのか、この点についてお聞かせください。

(経済)観光振興室観光事業課長

クリスタルオブザシーでございますが、これは運航は平成3年の7月22日からでございます。購入価格につきましては、1億2,360万円でございます。

大島委員

先ほど売却したということですが、売却価格はいくらでしたか。

(経済)観光振興室観光事業課長

売却価格につきましては、50万円でございます。

大島委員

今、物を捨てるのに大変な費用がかかる時代です。あれだけの大きな物を投げるには、相当の金額がかかると思います。しかし、残念ながらマリンライナーに続いて、おまえもかと、そのような気持ちでございます。非常に残念でなりません。しかし、そのようなことで、観光振興公社のみずからの手で捨てたとは私は言いたくありません。売却先が見つかったと。何百万円かかるかわかりませんが、その処理のための費用の負担がなかったのがよかったことだと、そのように思っております。答弁は要りません。

お願いなのですが、この1億2,360万円で購入したこの船、平成13年の7月から運航を始めたということですが、この間やめるまで総売上が年度別でどのぐらいあったのか。そしてまた、この運航をするためにどのぐらいの経費がかかったのか、これも年度別に、後ほどでけっこうですから、資料としていただきたいと、そのように要望いたします。

日本農産工業株式会社の跡地利用について

続きまして、小樽港の日本農産工業株式会社についてでございますが、残念ながら小樽から撤退して、更地になっておりました。聞くところによりますと、ここに第3号ふ頭にある合同庁舎が移転をすると。これもほぼ決まっているということでございます。この事実について、どのようになっているのか、まずお聞かせください。

(港湾)港湾振興室長

日本農産跡地の利用につきまして、合同庁舎というお話がございました。基本的には、まだ正式に国の方からきちんとした打診は受けてございませんけれども、日本農産の跡地の利用につきましては、合同庁舎を視野に入れて考えていきたいというふうには考えてございます。基本的には、合同庁舎につきましては、ご承知のとおり、港湾関係にかなり密接な関係がございます出入国管理事務所、それから入管・動植物関連のものがございますので、具体的に日本農産は、今、撤去してございますけれども、国の予算等がつくような形の中で対処して、関係団体と協議しながら、合同庁舎をあそこに建てたいという考えであります。

大島委員

その合同庁舎が、今の場所に移った場合、移転した場合に、今の合同庁舎の土地はどこが所有しているのですか。

(港湾)港湾振興室長

基本的に合同庁舎の土地につきましては、財務局の所管ということになります。

大島委員

この第3号ふ頭については、かなり前から観光ふ頭にしようという構想が描かれていた時代がありますが、これらとの関連については、どのように考えたらよろしいのか、その点についてお聞かせください。

(港湾)港湾振興室長

小樽港の第3号ふ頭につきましては、観光という考え方ではなくて、親水機能を持たしていこうという港湾計画に基づきまして、そういった検討はいろいろなされてまいりました。そういった中で、今、第3号ふ頭とのかかわりにつきましては、開発局、それから港湾関係の方々と、今後、そういった構想を含めながら、いろいろ検討して、この合同庁舎も含めた第3号ふ頭の在り方というものについて、今年度中に一定のお話をさせていただきたい

というふうに考えてございます。

大畠委員

一時、商工会議所があそこに移転をしないと、そういうような話もあったように記憶しておりますが、この点については、その商工会議所というものが今その場所にといいますか、第3号ふ頭という考え方は変わっていないのかどうか、この点についてお聞かせください。

(港湾)港湾振興室長

今、商工会議所とは具体的にそういった個別の話はしてございませんけれども、今後、先ほど申しました港湾関連なり、市民の皆様、そういった形の中で、商工会議所の方とも連携しながらいろんな有効活用等について、再度検討してまいりたいというふうに考えてございます。

大畠委員

せっかく豪華客船が小樽に寄港したいという意向があるにもかかわらず、港湾のいろんな事情で小樽の寄港がなくなったケースもございます。この地域が本当に有効な地域に、今、いろんな財政の問題がありますから、今すぐは難しいかと思えますけれども、じゅうぶん検討を重ねて、有効な利用のある親水機能を持ったこの地域になるよう再検討していただきたいと思えます。いかがですか。

(港湾)港湾振興室長

ただいまご指摘がございましたように、あくまでも観光ということもございませぬけれども、やっぱり岸壁がある第3号ふ頭でございますので、物流と人的交流が融合し合う親水機能を持った小樽駅からの乗船という考え方で、これからさまざまなご議論をいただきながら、一定の構想を立ち上げていきたいというふうに考えてございます。

大畠委員

終わります。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結いたします。

最後は、れいめいの会、大橋委員。

大橋委員

常設の住民投票条例について

昨日の議論に続きまして、それに補足して少しお尋ねをさせていただきます。

昨日は、常設の住民投票条例を小樽でつくることを検討できないかというお話をしました。だいたい常設の住民投票条例ということ自体、非常になじみのない話であった方々が多いのではないかと思いますので、逆にこの場で理解を深めながらお話をしたいと、そういうふうに思っています。まず、私の方で言いました愛知県の高浜市における住民投票条例、これが全国で初めてだったのです。それで、去年は群馬県の中里村議会でもやはり常設の住民投票条例をつくったわけですけれども、高浜市における住民投票の請求、それから発議について、これは市民、議会とどのような条件と申しますか、そういう形になっているかお尋ねしたいと思います。

(企画)川堰主幹

高浜市の関係につきましては、私どもも高浜市のホームページを使いまして、資料を集めてみました。それによりますと、この高浜市の住民投票条例というのは、13年の4月1日に施行されているようでして、その中の第3条で住民投票の請求及び発議という項がございまして、それを見ますと、住民発議による請求、中身的には市民3分の1以上の連署をもって代表から市長に請求できるというのが一つ、二つ目は市議会からの請求ということで、議員定数の12分の1以上の賛成で議員提案され、かつ出席議員の過半数の賛成により議決された場合、請求できるというのが二つ目で、三つ目は市長みずからの発議で行うことができるというふうになってございます。

大橋委員

そうですね。そして、そのような条件が満たされた場合には、市長は住民投票を行わなければいけないと、そういう形になっています。それから、住民投票の請求の投票資格者についての範囲をどういうふうに定めていますか。

(企画)川堰主幹

投票資格者でございますけれども、これは第8条に、引き続き3か月以上高浜市内に在住し日本国籍を有する満20歳以上という形であったのですけれども、条例改正が14年の9月1日からの施行で、二つほど変わってございます。引き続き3か月以上市内に在住する満18歳以上の日本国籍の方というのが一つ。それと、満18歳以上の永住外国人で、引き続き3か月以上市内に住所を有する方ということで、20歳以上が18歳に落ちたということと、永住外国人が加わったということになっているようです。

大橋委員

ここに、一つの大きな特色があるわけなのですけれども、いわゆる選挙権の問題、年齢の問題と永住外国人に対して選挙権を与えるかどうか、今、非常に議論がされております。ただ、これは選挙権という形になりますと、国の問題なり、なかなか論が決するにはいろんな考え方があると思います。ただ、若者が、今、非常に政治に対して無関心だとか、それから社会に参加することに対して幼児性を持っていてなかなか参加してこない。それから、いわゆる外国の若者と比べて、日本の若者が自分の国だとか、自分がなぜその社会の中で生きているかということに対して、非常に希薄であるというようなことがあるのですが、いわゆる外国の場合は、近ごろは18歳で投票させるというような形の方が先進国としては普通になってきているという部分を聞いております。そういう部分で、18歳で投票資格を認めたということに関しては、いわゆる新しい、一つの市でも、そういうことに道を開けるのかと、そういうことで私は非常に驚きを持っています。

また、永住外国人の問題に関しても、税金は納めているわけですから、それではその人たちがその地区で行動をする、それから住んでいく場合に、やはりその地区の運命といいますか、どんなまちになっていくのか、そういうことに対して発言する権利が生まれる、そこにおいても一つの意義があるのかなというふうに考えるわけです。

それで、いわゆる常設の住民投票というような考え方がある前には、普通の住民投票という考え方がありました。今、いわゆる市町村合併において、その手法を使っています。そして、その前の時代に、その首長だとか市がしている施策に対して、市民があくまで反対であるというときには、リコールということが非常に叫ばれていると思うのですが、いわゆるそういうリコールと住民投票について、その差だとか、それからその意義だとか、そういうものについてどのような感覚を持たれるか、簡単でいいですから、述べていただきたいのですが。

(総務)総務課長

後段ありましたリコールにつきましては、条例で既に定められている住民の方の権利です。それで、有権者の一定数を上回る方の要望があれば請求ができますし、そして投票の結果、過半数なりというものも制度化されたものでございます。ただ、民意を反映するということでは、大きくいえば同じ観点なのかもしれませんが、私も勉強不足でございますけれども、住民投票条例と申しますのは、そういう既にある制度を超えて、その範囲で後段のことも民意を反映することの手法の一つではないかなというふうに考えております。

大橋委員

私は、それこそ20年以上前から一つの問題について、疑問を持ってずっと考えていた部分があります。ということは、いわゆる市長リコールをすべきかどうかという問題に直面したことがありました。いわゆる運河の問題があったときに、志村市長の政策に対して、いろんな手段で反対運動をしました。ただ、その反対運動というのが、なかなか実効性を持つことができない。そんな中の最終局面で市長リコール運動をすべきだという人たちが現れました。そして、その中で反対運動の中でもリコールをすべきなのか、リコールというような非常手段には訴えないで、従来どおりの結局反対運動といいますか、又はそれに伴う話し合いといいますか、それを続けるべきかということで、

その部分で逆に言いますと、運河保存運動の最終局面で運動体が分裂していったということもありました。

リコールを考えたときに、非常に問題なのは、その市長をけしからんからやめさせるというような言葉になっていくと思うのですけれども、いわゆる市長の全人格を否定することにリコールというのはつながると思います。つまり、その問題だけで結局やめさせるというか、市民の反対する形でリコールが行われるのですが、しかし、結果的にはその市長は不適格者であるという形でやめさせるのがリコールであります。つまり、選挙民は市長を選んだ時点においては、その一つだけの問題で選んでいるのではなくて、いろんな市全体の問題を展開していく、また、行政にゆだねる、そういう形で市長を選んでいるのです。それからまた、その市長の人格、そういうものに対しても一定の信頼を持って選んでおります。ただ、それがリコール運動という形になっていったときには、いわゆるその市長そのものを否定する形になります。ですから、あのころには、結局志村さんが市長であったわけですが、別に志村さんがそれこそ青森県の知事のように破廉恥なことをしたわけでもないし、また、人格的にも頑固ではありましたが、高潔な方であったと思いますし、市民に対しては新谷さんや山田市長のように、市民との対話をし、女性からも支持されるというタイプでは決してありませんでした。しかし、やはりそういう一つの争点があるからといって、市長そのものを、それから市長が行ってきたほかの行政、そういうものも全部否定するようになり、リコールしか手段がないということに対して、20年前から非常に疑問を持っておりました。それから、今、マイカルの場合には、裁判、いわゆる市長個人を訴える裁判という手法がとられております。その裁判がいいとか悪いとかというのは、やってらっしゃる方々がいらっしゃいますから、私は論評しませんが、ただ、そういうリコールだとか、裁判だとか、そういう狭い形でしか今まで結局できなかった。そこにおいて、常設の住民投票条例というのは、新しい可能性を見るのかなというふうに思っています。

昨日の市長答弁でいただいた中に、小樽はこの二つの問題を本市のまちづくりや本市の個性や特徴を語る上でも非常に大きな事業であったと考えており、これらの問題を通して、市民層があるいは市民と行政との対話の歴史が築かれ、そして今も市民の皆さんの中に脈々とその精神が受け継がれているものと思いますというふうにあります。確かに、小樽市民の間には、市民運動の歴史があり、そして現在もまた、行政とともにまちづくりを語り合える土壌があります。また、行政もそれを受け入れている部分があると思います。ただ、そういうそこまで、よそよりもすぐれた対話の歴史、市民参加、そういうものがあるのだとすれば、やはりそういう対話の歴史とか市民参加を具体的な形で具現化し、今後もそういうものが小樽市政に反映されるのだよという場合には、私は形として住民投票条例というものが常設で行われるということが、現在、争点、問題点がないとしても、これは市民にとって市政に参加していける非常に大きな気持ちの上の部分であり、また、何かあったときには小樽が正常に活動できるためのものであるというふうに考えております。その考え方にこれから部長ともいろいろ対話をしていかなければなりませんので、部長のお考えをお聞きしたいと思っております。

委員長

大橋委員に申し上げます。時間ください。

大橋委員

はい、わかりました。

企画部長

これは、勉強をしないせいでもございますけれども、ただ、私、運河の時期というのは余りかかわっていませんので、マイカル問題というのはいろんな議論もさせていただきましたし、そういった反対された商店街の方々の中で、こういった議論の中を超えながら、みずからの商店街の活性化をどうするかということを経験の中で、また起こしていくという、こういった現実もあったのだらうと思うのです。そういった意味で、運河論争の部分とは、また別な意味でのこういった市民対話とか行政の対話とかから生まれてきた一つの別なものがあつたのではないかと思います。

それから、常設のこの条例の問題については、基本的にはこれしかないのかなという気もしないでもないのですが、一つは市民が市政に参加する一つの部分として、そういうものを設置した方がいいのではないかという委員のお考え自体は、現段階としてはわかるのですけれども、いわゆる、その直接、間接民主主義という、その手法の中で、そういったものをあえて条例という形でとるのがいいのか、課題別に住民投票というものを条例で定めて、その都度それをするかしないかで条例を定めながら争点になる部分をやっていくということも一つの方法でしょうし、そういうことでリコール運動と先ほど悩んだという部分というのは、気持ち的にはじゅうぶん理解はできますので、これから一つ一つの高浜市も含めて、いろんな実態例とか事例も含めて、私どもとしては担当部として課題として研究させてもらって、そういうお話をさせてもらいたいなというふうに考えてございます。

大橋委員

よろしくおつき合ください。終わります。

委員長

以上をもって、本日の質疑を終結し、散会いたします。